

○日 時 令和元年9月19日 午前9時26分～午後4時25分

○場 所 議 場

○出席委員

5番 禰 占 通 男 委員長	3番 上 迫 正 幸 副委員長
2番 眞 茅 弘 美 委 員	4番 沖 園 強 委 員
7番 豊 留 榮 子 委 員	8番 吉 嶺 周 作 委 員
9番 立 石 幸 徳 委 員	10番 下 竹 芳 郎 委 員
11番 永 野 慶一郎 委 員	12番 東 君 子 委 員
13番 清 水 和 弘 委 員	14番 吉 松 幸 夫 委 員
議長 中 原 重 信	

【議 題】

認定事項第1号 平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算
[総括]

認定事項第2号 平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定事項第3号 平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

【審査結果】

認定事項第1号 認定すべきもの（賛成多数）

認定事項第2号 認定すべきもの（賛成多数）

認定事項第3号 認定すべきもの（賛成多数）

午前9時26分 開会

○委員長（禰占通男） 決算特別委員会を再開いたします。

市民生活課より訂正の申し入れがありますので、許可いたします。

○市民生活課長（川崎満） 先日9月17日の決算特別委員会で2番委員からの質問に対しての説明並びにお手元に配付の決算等の審査意見書の訂正について説明いたします。

まず、2番委員から決算報告書144ページのごみの収集状況の平成30年度資源の数値585トンと決算等の審査意見書15ページのごみ収集状況の平成30年度資源の数値が589トンと異なることへの質疑がございました。

これについて双方確認いたしましたところ、決算報告書の585トンが正しい数値であり、その結果、審査意見書の資源数値の589が585に、その右の計の欄4,904が4,900になります。

そのようなことから、お手元に配付の決算書等の審査意見書の訂正のとおり、まことに申しわけありませんが、訂正いただくようお願いいたします。

これは、市民生活課から監査事務局へ報告した数値が誤っていたことが原因であります。深くおわび申し上げます。

今後は、このようなことがないようチェック体制を強化し、厳重にチェック、確認を行ってまいります。

以上、報告いたします。

○9番（立石幸徳） 書類訂正っていいですか、既にこれは上程をされているわけですね、初日本会議でですね。

まず、監査委員の審査意見書は、いわゆる決算に当たっての正式文書、上程文書っていうふうに確認できるんですかね。つまり、決算報告書のほうは説明文書ですから、報告書が若干計数の誤りとかになってもこういうふうに訂正をいただきたい、で私はもう済むと思うんですよ。

ただ、決算書並びに監査の審査意見書っていうのは、取り扱いはどうなるんですかね。つまり、正式にもう上程した正式文書であれば、こういう訂正の説明では済みませんよ。その辺はどうなってるんですかね。

○総務課長（本田親行） 決算の認定につきましては、監査意見書を添付書類として付して認定をお願いしてきておりますけども、監査意見書そのものが認定事項ではないことから、これまでも修正をお願いしてきているのが現状でございます。

○9番（立石幸徳） もちろん、監査意見書は認定事項じゃないですけども、認定するに当たって、意見書というのはこれの附属書類になるんですか。附属書類じゃないんじゃないですか。

さっき言った報告説明書のほうはな、これは附属書類ですから訂正しますで済みますけど、監査の意見書ちゅうのはどういう議会であっても、あるいは正式に出されたもの。

だから、途中で訂正ちゅうとおかしくなるんで、再上程あるいはその次の中日、最終本会議いろいろあるんですけど、その辺についてちゃんとした手続を踏まれないといけないんじゃないですか。

○総務課長（本田親行） 監査委員の審査意見書につきましては、繰り返しになりますけども、決算を認定していただくに当たりまして、市長宛てに出された監査意見書を付して認定をお願いしてると。これまでも、委員が言われたような手続ではなくて、修正をお願いしてきている経緯がございます。

○9番（立石幸徳） これまでもちゅうのは、要するに事例を出してくださいよ。私は事難しく言う気はないんですけどね、ただ訂正で済む、そういった手続でいいのか、その次の中日あるいは最終の決算認定に当たっての、市長のほうからそういった訂正をきちっと了承の上で、監査意見書が出されているというものを市長発言でされるのか。きちっとした対応をしとかなないと、監査意見書が間違っていました、訂正しますでどんどんそういったものが進んでいくとおかしくなっ

てくると思って言ってるんですよ。

○**財政課長（佐藤祐司）** 監査のこの審査意見書につきましては、以前、監査委員から市当局に審査意見書が提出され、それを添付しているわけでございます。

今回、このような件がありまして、審査意見書自体が間違っていることが監査委員から報告がございまして、同日付で、9月18日付で文書の通知がありまして、それを受けて市当局がこの文章を皆様方にお出ししているという流れでございます。

○**9番（立石幸徳）** これは、今やってるのはあくまでも委員会ですからね。委員会には議案も何も、あるいは認定事項そういうものを諮るといふことな、付託はできますけど、諮るといふことができるんですか。もうちょっと、きっちりした説明が出てこないんですけどね。

○**財政課長（佐藤祐司）** 決算は認定事項でございますが、認定事項は決算書の前から数ページの部分だと思います。あとの部分については附属書類、そして、この決算の審査意見書につきましては、決算に監査委員の意見を付して提出する書類でございます。

監査委員から、その書類自体に訂正があったという申し出がございましたので、今回このような形で市長名で訂正があったということで御報告申し上げているところでございます。認定事項そのものではないということは申し上げておきます。

○**9番（立石幸徳）** はっきりいって納得できないんですけどね、まだね。ただ、これを認定事項ではないけど認定するに当たって、監査委員が監査をしないと認定には結びつかんですよ。極端に言ったら、監査がなくても認定事項は、それぞれ会計ごとにできるちゅうような感じになるんじゃないですか。

この話をですね、冒頭にするのも、これまでもいろんな訂正があったけど、上程したものがこうして訂正されるという、人のすることですから、全部完璧にできるということは言いませんけれども、手続だけはしっかりしとっていただきたいと思います。これは要望ときます。

○**総務課長（本田親行）** これまでの手続、具体的なことについてというお尋ねでございましたけれども、平成23年9月議会において、同様に審査意見書の訂正がございまして、財政課長からもありましたように、また議決部分そのものではございませんので、9番委員が言われるような手続にはしていないところでございます。

[総括]

○**委員長（禰占通男）** 本日は、一般会計全般の総括に入ります。

昨日まで一応、審査をしてきましたが、当局で保留になっている件がありますので、答弁をお願いいたします。

○**税務課長（神園信二）** 総括に保留した部分ではございませんが、昨日11番委員から固定資産税の収入額、収入済額が前年と比較して2,600万円程度減少した要素は何かというお尋ねがございました。

私、調定額としまして、固定資産税の土地分、家屋分、償却資産分、調定額は3,800万円程度減少いたしておりますと、それが要因でございますという説明に加えまして3,800万円の減、2,600万円の減の差額の要素については徴収努力でございますというお話を申し上げましたけれども、1件、県の高度衛生管理施設分の固定資産税に係る交付金が1,000万円ふえております。

これを失念しておりまして、2,600万と3,800万の差額1,200万のうちの1,000万円程度は、その収入の増であると交付金の増の要素がございました。

ということで、お尋ねの趣旨の収入減は何なのかということについての固定資産税の評価がえという答弁の骨子は変わりませんが、説明の中で、1件、県からの交付金1,000万円増があった要素が、調定額と収入済額の差の1,000万の部分にございますという部分のみにつきまして訂正させていただきたいと思います。思い違いでございました。大変失礼いたしました。

○**学校教育課長（益満裕美）** 昨日、10番委員から質疑がありました本市の特別支援教育支援

員の支援員が支援している児童数についてお答えいたします。

平成30年度は、61名とお答えしました。平成29年度につきましては、13名でございます。

○市民生活課参事（日渡輝明） 昨日、9番委員から災害廃棄物仮置場の候補地について答弁を保留しておりましたのでお答えいたします。

金山校区については、田布川、木口屋が民有地、金山西町の市の保有地、桜山校区が妙見の資材置き場、枕崎・別府校区が空港西側資材置き場、臨空団地、立神校区が内鍋清掃センターを選定しているところでございます。

○保健体育課長（豊留信一） 昨日、13番委員から質疑のありました学校保健体育費の中で、小中学生の虫歯がある児童生徒の割合についてのお尋ねがございました。答弁を保留しておりましたので、答弁させていただきます。

平成30年度の調査で、虫歯治療率の割合を小学校、中学校で申し上げます。

歯科検診の結果から治療が必要とされた小学校の児童数は364人で、うち269人は治療が完治しており、虫歯の治療率は73.9%となっております。

また、中学校で治療が必要とされた生徒数は110人で、うち84人は治療が完治しており、虫歯治療率は76.4%となっております。

治療率は、年度によって異なるわけなんですけれども、各学校では虫歯治療率向上のために学校医や保護者と連携を図りながら、受診率の向上に取り組んでおります。

○給食センター所長（豊留信一） これも昨日なんですけれども、4番委員から質疑のありました学校給食センター費のボイラー保守点検業務委託の委託料が前年度より増加していることについて答弁いたします。

ボイラーの保守点検ですけれども、これはこれまで給食センター新設時に設置したボイラーの製造元に保守点検業務を委託してございます。経年によって修理や部品交換の頻度がふえることから、3年ごとに委託料の見直しを行っており、昨年度がその見直しの時期となりまして、29年度と比較して委託料がふえたところでございます。

○農政課長（原田博明） 昨日、4番委員から質疑がありました使用料及び手数料の関係で答弁いたします。

まず、農林水産使用料について説明をいたします。

妙見センターの使用料につきましては、条例に基づき使用施設の時間帯により使用料を徴収しております。時間帯につきましては、午前、午後、夜間という区分になっております。午前が8時半から正午、午後が正午から17時、夜間が17時から22時となっております。

使用料につきましては、条例の別表の1により算定しておりますが、多目的ホールにつきましては、イベント等によりその全体の占有した場合にのみ別表の1を用いており、スポーツ等の時間帯使用の場合につきましては、別表の2により使用料を算出しております。また、照明、冷暖房の使用につきましては、別表の4の使用料で算出しております。

妙見センターの他の施設につきましては、別表の1により時間帯ごとに設定しておりますが、時間帯をまたがる場合につきましては、合算して計算しております。

農村運動広場につきましても、使用料につきましては同様な徴収内容でございます。

夜間照明手数料につきましては、コイン1枚で30分使用できます。1枚750円ですので、1時間で1,500円という使用料になっております。

社会人につきましては、使用料とあわせてナイターの照明手数料も徴収しているところです。

それでは、各施設ごとの利用状況を説明いたします。

まず、多目的ホールでございますが、イベント等での使用につきましては、平成30年度は該当がなかったところでございます。

その他の施設につきましては、大研修室が午前の使用につきましては、15団体、328名、使用

料は減免のためにゼロです。電気・冷暖房の費用が810円となっております。

午前から午後にかけての利用につきましては、5団体、540名、使用料が3,300円、電気・冷暖房が2,090円。午後の使用は14団体、378人、使用料が5,160円、電気・冷暖房が5,100円。午後から夜間にかけての合算でございますが、団体数が1団体、25人、使用料はゼロ、電気・冷暖房もゼロでございます。夜間の使用は3団体、90人、使用料はゼロ、電気・冷暖房が1,070円、合計で38団体、1,361名、使用料が8,460円、電気・冷暖房が9,070円となっております。

小研修室につきましては、午前の部が30団体、86人、使用料が1万7,700円、電気・冷暖房が2,300円。午前から午後にかけてが3団体、46人、使用料が2,900円、電気・冷暖房が1,710円。午後が47団体、483人、使用料が860円、電気・冷暖房が700円。夜間の部が1団体、8人、使用料が1,290円、合計で81団体、623人、使用料が2万2,750円、電気・冷暖房が4,710円で徴収しているところでございます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 商工使用料につきまして観光使用料ですが、説明いたします。

火之神公園のプール利用についてですが、火之神公園の設置及び管理に関する条例第7条及び別表に基づき徴収しているものです。

小中学生の料金が100円、高校生が210円です。そして、上記以外のもの、大人ということで420円という定めがあります。ロッカーは1回につき100円、シャワー施設は1回につき100円という料金となっております。

プールが一番大きな使用料となっておりますので、内訳を説明したいと思います。

小中学生の利用者は3,755人、金額は37万5,500円。高校生57人、1万1,970円。上記以外の者、大人は2,129人、89万4,180円。合計しますと128万1,650円です。ロッカー使用は、974回ありまして9万7,400円、これを足しまして決算報告書にあります137万9,050円となります。シャワーは377回、3万7,700円の収入となっているところです。

○教委総務課長（山口美津哉） 教育使用料で、それぞれが所管する課からまた説明があると思いますが、私から教育委員会総務課で所管しています学校施設使用料の小学校分、決算報告書という35万0,409円のうち、行政財産の使用料徴収条例によりまして、使用者から徴収した使用料、これは旧金山小学校の分になりますけれども、年間で12件の7万9,709円となっております。

○保健体育課長（豊留信一） 教育使用料の同じく学校施設使用料77万7,509円のうち、ここには数字を上げてありませんが、69万7,800円は枕崎市学校体育施設開放事業による使用料収入でございます。

この事業による使用料の内容ですけれども、小学校4校の開放日数合計で1,103日、延べ利用者数は2万7,933人で使用料は27万0,700円、中学校4校の開放日数が合計で483日、延べ利用者数は5,076人で使用料は42万7,100円となっております。

使用料は、体育館、バレーコート1面当たりの広さで1時間当たり100円、電灯料として1時間当たり200円を徴収しております。

この事業による主な学校の主要施設は体育館になりますけれども、使用者はスポーツ少年団、青壮年の方、高齢者、一般のスポーツ団体、サークルの方々が使用しております。

次に、保健体育使用料のうち、体育館、武道館、弓道場においては、枕崎市総合体育館等の設置及び管理に関する条例により規定されております。

施設ごとに条例に記載してあるんですけれども、使用時間区分、占用使用、一部使用区分、学生、児童生徒、社会人区分、電灯を使用した場合、体育館の附属施設等を使用した場合などに区分されております。

それから、野球場、プール、塩浜テニス場、ソフトボール場の使用料及び塩浜テニス場とソフトボール場、深浦運動場の夜間照明施設の使用料は、枕崎市運動場条例に規定されております。

こちらも施設ごとに使用区分、社会人、学生、児童生徒の区分、練習の場合、試合の場合の区

分、それから午前、午後、夜間、1日使用、またテニス場では、1面当たり夜間照明を使用する場合は、1時間当たりの使用料を徴収しております。

体育施設を使用する方は、使用許可申請書を提出しまして、使用料を支払ってから使用します。その段階で条例に基づく使用区分など、区分ごとの使用料を徴収いたします。使用許可申請書の提出の段階で、申請書に基づいて使用施設、対象者、小学生、中学生、高校、一般、性別、それから使用時間、使用料、電灯料、使用者名簿を記載した管理日誌を作成しております。

これまで、各施設、体育施設の区分ごとの内容での集約はいたしておりませんが、体育館の使用料84万4,770円のうち、平成30年度4月分の使用料について、管理日誌から区分ごとに集計しましたので報告したいと思います。

体育館の4月分の利用状況ですけれども、利用者数は3,100人、まず団体使用と個人使用がございます。団体使用での主な利用者ですけれども、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、サッカー、学生、児童生徒、社会人が使用しております。時間で申しますと366時間、金額に申しますと2万5,800円となります。

それから、この団体の方々が使用した場合の電灯料ですが、金額にして3万4,430円、あと個人使用がございまして、個人使用料を言いますと使用種目では、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、サッカーなどで使用されております。同じく利用者区分は学生、児童生徒、社会人となっております。使用時間は161時間、金額にして5,420円、個人使用の場合の電灯料として7,440円となっております。1年分申し上げますと時間かかりますので、一応、4月分だけ申し上げます。

○生涯学習課長（末永俊英） 次に、84ページの社会教育使用料の本課にかかわる部分について御説明申し上げます。

市民会館につきましては、枕崎市市民会館条例に定められております使用料に基づいて施設使用料のほか、冷暖房それから備品等、減免にかかわるものまで含めると非常に細分化された料金体系となっております。（「もう、私はもうそれでいいんですけど」と言う者あり）

○委員長（禰占通男） よろしいですか。あと保留になってる分。

○4番（沖園強） それぞれの施設ごとの使用料については、昨日、調査をしようとしてくださいとお願いして、それぞれ調査されたようなんですけど、私がなぜこういった報告をしてくださいと申し上げたのは、昨日、決算額が上がっているのに、こういった細分化された条例による使用料の別表等による使用状況はどうなのかという確認をどういった形でとっているのかと、ということは委託人が徴収する場合がありますし、ほとんどの施設の使用料は使用許可のときに納入する前納型になってると思うんですよ。

それを決算委員会で質疑をしたときに出てこない、日報等をもとにして今集計をすれば出てくると、決算に臨むに当たり、当局の姿勢が問われると私は思ってるんですよ。チェック機能を果たしているのかと。

当然、監査委員にも言われることなんですけど、ここではこういった細部にわたる御答弁はよろしいです。そういった当局の姿勢そのものに、私ちょっと疑問を感じたものですから御答弁いただいたということです。

今後、決算委員会に臨むに当たっては、こういった特に委託人に徴収をお願いしている施設等においては、ささいなことからはほころびが出ますので、十二分に今後そういう体制を整えていただきたいというふうに要望にかえておきます。

○委員長（禰占通男） 9番委員と13番委員の保留になってる分はどうしますか。

○9番（立石幸徳） 今、委員長が言われたのは、昨日までのいろんな私なりの質疑に保留になってる部分がまだあるって言うんでしょう。

○委員長（禰占通男） だから、それを今、あの総括で。

○9番（立石幸徳） それは言ってもらわんと、総括でお答えしますって言ってるわけですから、言ってもらわんといかんわけですよ。

○委員長（禰占通男） この後でいいですか、報告なり解釈というのは。

○9番（立石幸徳） ちょっと意味がわからないんですが、どういう意味ですか。

○委員長（禰占通男） いや、お魚センターの問題がまだ出てないのでそれについてですね。

○9番（立石幸徳） お魚センターもなんですけど、まず私はコンテナヤードの件で、いいですかね、国、県に何を要望したんだということで、それも保留になって総括でお答えしますっことだったんですよ。まだ出てませんので、それお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 9番委員からありました国等への要望について、具体的な要望の内容ということでしたので説明します。

28年10月6日に水産庁の部長に要望しております。内容につきましては、枕崎漁港における冷凍コンテナ取り扱い施設の整備ということで4つの項目についてお願いしたところです。

1点目が岸壁の整備及びしゅんせつ、2点目がフェンス等の管理用設備の整備、3点目がコンテナ取り扱い施設用地の舗装整備、4点目がリーファーコンセントの設置について要望しております。

○9番（立石幸徳） その3番目のコンテナ用地ちゅうのは、既にもう市のほうとしては確保なり、ここをコンテナ用地にするちゅうことは決まった上で要望してるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 外港の一部について、コンテナ取り扱い施設の要望地として計画している部分がございます。

○9番（立石幸徳） その計画して、そのなんか、漁港のその計画云々は当然、これは鹿児島県の管轄、所有地ですから、その計画している部分は、県のほうはどういうふうに受けとめてるっていうのかな、そういう計画でよろしいですよというふうになってるんですかね、市が、要するに独断でというか、県のほうも用地については了承してるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 要望に行く前に、前月の9月に県には同じような要望をしております、用地としては県にも示してあるところです。

○9番（立石幸徳） 要望っことは、それは市が要望することですからね、ただ水産庁に上げる場合は、県のほうは了承なり、それでいいということとはとらなくても国のほうには要望はできるようなことになるんですかね。

私がここにこだわっているのは、これも一般質問したんですけれども、29年9月議会だったと思うんですけれども、この要望に行った大体1年後ですよ。全国紙に、新聞名は伏せますけれども、枕崎市にコンテナ施設が全国の漁港で初めて設置されるっていう、かなりのスペースの記事が出てですね、それを私は正直喜びましたよ。県のほうに聞いたら県はとんでもない、水産庁から怒られたちゅういきさつがあるもんですから、今言ったようなことであれば、県がどうして怒られんといかんのけど、1年前の話でしょう、その今、水産課長が説明したのは。

最後にしますけど、市の要望地は県のほうは了解といいましょうか、了承している、ここのところはどういうふうになってるんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 28年10月6日に水産庁の部長に要望書を提出したわけですが、その一月前の9月13日に、県にも知事宛てに協力依頼をしたところなんですけど、その前に枕崎漁港コンテナヤード整備促進協議会のオブザーバーとしまして県も入っておりますので、コンテナ取り扱い施設の要望地の場所についてもお話をし、一緒に協力して検討してまいりましょうということで、御理解はいただいていると考えております。

○9番（立石幸徳） これは、また次の機会にでも詳しくお尋ねをしたいと思います。

○13番（清水和弘） 保留になっとる部分の枕崎牛の分はですね、それについては関連があったもんですから、それを先に言わせてもらえんですかね、今、コンテナっていうのは、結局、国

土交通省マターなんですよね、枕崎の場合は、農水省マターですよね、これ。

私も聞きに行ったとき、これは無理ですよと言われたんですけど、それでもまだ計画は進んでいるのでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在、かつおぶしの製造に必要な原魚は約7万トンです。その7万トンに対しまして、昨年1万4,000トン程度のサバ類も含めたかつおぶし類の生産量があるところでは。

決算報告書の主要施策の成果でも記載をしたところですが、7万トンの四十数%の約2万8,000トンを実地調達しているところでは。残り4万トンにつきましては、コンテナで博多港からの陸送による部分等もございます。

そうした中で、2年ほど前にかつおぶしの原魚の確保が難しい時期がございました。単価的にも250円を上回るような時期もあったんですけど、カツオの海外まき網船の水揚げは、昨年で5万7,000トン程度あったと承知しております。

そのうちのかつおぶし原料となる部分が、先ほど申し上げました2万8,000トンぐらい、そうした中で、今のところ5万7,000トンのうちの約6割程度を冷凍運搬船で持ってきております。

あとの残り4割を海外まき網船が直接本船が持ってくるわけですが、こういった中で、9番委員からもありましたパラオですとか、パプアニューギニア、ミクロネシアほかを主に漁場にしているんですが、そうした中で冷凍運搬船の老朽化とか物流の関係で、今、フィリピンからコンテナ船が博多港に入っておりますが、直接、枕崎漁港に入る海外まき網船が、PNA8カ国からもし直接コンテナで運ぶとなれば、やはりコンテナ取り扱い施設の需要があるということで、将来的には、やはりそういったこともかつおぶしの原魚確保の一つの選択肢として頭の中に入れておかなければならない。

来年どうなるということではないんですが、今申し上げましたとおり、コンテナ取り扱い施設の要望地として、ある程度の場所を定めておいて、その後、舗装なり、13番委員から以前も話があったリーファーのコンセントなども整理していかなければならないということで、先日、現地調査にまいりました水深9メートルの岸壁をまず整備する。物流の関係では老朽化した冷凍運搬船が入っているんですが、それもまた更新して活用すると聞いておりますのが、それらの老朽化の進行や現地ミクロネシアなどのコンテナ取り扱い施設の港湾の整備が進めば、物流の選択肢としてはコンテナ取り扱い施設というの、やはり本船、運搬船と加えて整備を研究していかなければならない課題と考えているところでは。

○13番（清水和弘） 国土交通省から許可が出るのかなというのを聞いたんですけどね。それと、リーファーが来るとなった場合、また今度はあの、今の岸壁の状況で使えるんですか。使えないと思いますよ、あれは。

○水産商工課長（鮫島寿文） 国土交通省の関係とか、あと検疫の関係、ほかにもリーファーコンセントの問題などがありますので、そこについて鹿児島県にも指導を仰ぎながら、こういった形で進めれば一番効果的なのか、効率的なのかということも含めて、今後も研究していかなければならないと考えているところでは。

○13番（清水和弘） 次に、お魚センターのことなんですけど、地方自治法の243条の3項なんですけどね、この改正事項があつてですね、衆議院地方行政委員会で昭和31年4月12日、その改正がされておるわけですね、これを読みますとですね、これらのいわゆる公社と言われておりますものにつきましては、この法律の規定によります。

規制の対象と考えておりますのは、政令で定めるものということで、政令で定めるものでございますが、大体趣旨について申しますと、半額以上地方公共団体が出資していると思うものを対象にしておりますと、これからが大事なんですね、これ。

具体的に、どのような規制をするつもりかというお尋ねでございますが、私どももこれらの法

人に対しまして必要以上にうるさい干渉は、干渉がましいことをいたすつもりはございません。

ただ、従来、地方公共団体が法律上、関与の規定がございませんでしたので、必要があれば報告を求める、あるいは調査もできると。また、何か問題がある場合には、監査委員に監査させることもできるということで、常時やりますものは報告を求めると、あるいは毎時、毎年度に、その事業報告を議会に提出すると考えておりますという報告があるんですよ。

だから、私は今回のお魚センターのことについて我々議会は審査機関としてですね、質問できるんじゃないかと思ってやってきたわけなんですよ。

そういうことで、この前から言うていますけども、副支配人から指摘されたこと、これはいつされたのかですね、どのようなことを指摘されたのか。

私は、もうそっから指摘されたものをですね、冷静に丁寧に受け取って、それを枕崎お魚センターの経営に生かすべきだったと、そうしないことで、今、不安になってるのは枕崎牛生産者なんですよ。

ただ、そのお魚センターの従業員ですよ、その人が契約をしたということで、なぜお魚センターの社長は市長になっているのに、責任逃れみたいなことをしとるのかそれが枕崎牛の生産者にすごく迷惑をかけとると思うんですよ。副市長は、その辺は枕崎牛生産者に対して、何らこう考えを持ちませんか。

○総務課行政係長（山口太） 一昨日から、9番委員からは地方自治法第221条3項あるいは本日、一昨日、委員長から地方自治法第243条の3第2項、ただいまも13番委員からその法律のことの御紹介がございましたので、私から若干その法律の規定の趣旨等について御説明したいと思います。

その前に、皆さんも御承知と思いますが、まず第三セクターとの経営健全化等に関する指針、総務省が出しているものでございますけれども、その指針の基本的な考え方等をまず御紹介したいと思います。

公共性と企業性をあわせ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている。お魚センターについては、本市の観光拠点としての役割を担っているわけでございますけれども、そのような役割を担っている一方で、第三セクター等の経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されると。

この前、9番委員からもございましたとおり、特に地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の債務につきましては、第三セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがあると。よって、地方公共団体は第三セクター等の経営についての確に把握して、経営健全化等についての取り組みを進めなさいと、必要な措置を講じていきなさいと、そういう趣旨であろうかと思えます。

次に、議会への説明とか住民への情報公開という点で、この指針におきましては、地方公共団体は議会、住民に対して第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告、公表することに加えまして、第三セクター等の経営諸指標とか、あるいは地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、そして現在の経営状況に至った理由あるいは将来の経営状況の見通しとかについて、わかりやすく説明して理解を得ることが必要ですよと、総務省もそのように指針に記載してあります。

そういう中で、法律の規定をただいまから説明いたしますけど、どう説明していいかちょっと悩むところもあるんですけども、まず9番委員からございました地方自治法第221条の第3項の規定について説明いたしますと、予算の執行の適正を期するために、出資法人でありますとか、あるいは損失補償を行っている法人などのうち、ただいまもございましたこの法律やこの法律に基づく政令の規定に該当する法人の状況調査とか報告、聴取等をなし得る権限が地方公共団体の長、市長に付与されているという規定になります。

ただし、ただいまも申し上げましたとおり、これは予算の執行の適正を期するという事に限定されますので、その権限の主な内容としては、出資金については出資の目的に従って適正に管理されているかとか、あるいは債務保証とか損失補償等を行っている場合には、その内容に従って適正な運用がなされているかと、そういうことを目的とするために調査等をなし得るといった規定になります。また、この法律の規定においては、普通地方公共団体の長、首長はこれらの調査等を行いまして、またその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができるとされております。

しかしながら、この必要な措置範囲といいますのも、先ほど申し上げたとおり、その権限の内容が限定されておりますので、例えば広範囲にこの調査権が行使できるというわけじゃなくて、法人の独自の権限の行使について関与ができないと。先ほども申し上げたとおり、出資金が出資の目的に従って適正に管理されている、管理されるべきことでもありますとか、あるいは債務保証、損失補償を行っている場合には、法人の借入金等がその内容に従って適正に運用されるべきことを求め得るといった規定になります。これが、地方自治法の221条3項の規定になります。

少し長くなりますけれども、次に地方自治法第243条の3とただいま説明いたしました第221条との関係でございませぬけれども、第243条の3の規定におきましては、第1項においては地方公共団体の財政状況の公表について規定されておまして、第2項においては地方公共団体が出資している法人等の経営状況の報告について規定されております。

この第2項では、ただいまもございませぬとおり、地方自治法第221条第3項の法人について、つまり出資法人や借入金を補償したり損失補償等を行う等の債務を負担している法人のうち政令の規定に該当する法人がある場合には、その経営状況を説明する書類を市長が作成して、議会に報告するということが規定されております。

この法律の趣旨というのは、やはり各法人というのは地方公共団体が出資等を行いまして、あるいは債務を負担していること、そういったことを考慮しまして、これも9番委員からございませぬとおり、お魚センターの経営状況というのは経営健全化方針も策定されている中にありますし、その状況が悪化した場合には、市の財政負担への影響も懸念されます。ひいては住民にも影響を与えるといったことも懸念されますので、やはり市長はお魚センターを初め、各法人についての経営状況を十分に把握しておく必要があるという趣旨によるものでございませぬ。

今、るる申し上げましたけれども、本市においては、6月議会最終本会議において、各法人の経営状況を説明する書類を提出して、質疑をしていただく機会が設けられております。ただいま申し上げましたとおり、6月議会に報告して質疑を受けている。そのことは、ただいま申し上げた221条3項の調査権を行使して市長が調査して、あるいは関係書類の提出を求めてつくった経営状況説明書類、実際は各法人から提出していただいてそれを議会には報告しておりますけれども、一切市長が作成義務があつて、その義務に基づいて策定された書類を議会に報告して質疑いただいていると、そういったことになっております。

これを議会の立場から申し上げれば、議会にはそういった市長から提出された各法人の経営状況を説明する書類を審議する権限が与えられているということになるかと思ひますし、また市としても、議会に対しては先ほど指針のことを申し上げましたけれども、これらの書類を提出するだけでなく、やはり経営状況、将来の見込み、見通し、あるいは財政的なリスクですか、そういったこともわかりやすく説明し、理解を得るといったことも求められていることになります。

要を得ない説明で申しわけございませぬけれども、ただいま申し上げたようなことが法律の規定の趣旨であります。今回の件で、この決算委員会の場で、私がここで議会が審議する権限があるとかないとか、そういったことを法的な面でお答えはできませんし、お答えする立場にもございませぬけれども、今回の件については、やはりお魚センターの事業活動にかかわることでありませぬし、このことがセンターの経営にも影響が懸念されるような事態でもありませぬから、

先ほども申し上げたとおり、お魚センターの経営状況いかによっては、市の財政負担への影響が生じ、市民の方々にも影響が及ぶということも懸念される事態ではないかといった観点から、今回の件の経過とか、今後どうしていくか、今後の対応等について市がお魚センターから報告を受けて、あるいは聞き取りをして把握している範囲で、この場で議会からのお尋ねに対して説明をし、お答えしていくということになるかと考えております。

ただし、本件に限りませんけれども、お魚センター独自の権限に関する事項ですとか、お魚センターの内部管理的な事項については、この議会の場で具体的に説明して、またお尋ねに対して具体的にお答えするという事は差し支えがあるような事項もあると思いますので、そのようなことは御理解いただいた上で、御質疑に対して御説明していくことになるかと思っております。

○9番（立石幸徳） 非常に行政係長のほうでですね、特に自治法221条あるいは243条の関連で懇切丁寧なっていていいでしょうか、説明をいただいて、途中私もちょっとおかしいんじゃないかなと思いましたが、最後のところで当局が知り得るところで議会でも説明したほうがいいんじゃないかというその点についてですね、非常に安心しました。

私は、初日、この221条の第3項を申し上げましたが、これは半分しか言ってないんですよ。それは、枕崎市がお魚センターの損失補償をしている法人ですよと、そういう極めて重要な関係を持つ法人ですよと、それしか言っておりません。

特に、係長の説明もお魚センターという、第三セクターというものを中心に説明されていますけどね、この221条はさっき言ったように、第3項で書いてありますけど、その前に第1項、第2項あるわけですね。この2項にどういうことを書いてるかということ、普通公共団体の長、つまり市長は、予算の執行の適正を期するため、途中省略するところもあります、請負契約者、その次が大事なんですよ。物品の納入者ですよ、物品の納入者。それから補助金、交付金、いろいろ書いてありますけど、そういったところにその状況を調査し、または報告を徴することができるんですよ。

今回の件は、お魚センターから枕崎牛という物品がですよ、枕崎市に納入され、それがあまねく不特定多数のふるさと納税者に配られているんですがね。それが問題起こしている。それをなぜ議会ですって、そういうことになってるか。だから、第三セクターだけの問題じゃないんですよ。

私が、こうして力を込めて言ってるのは、13番委員が言われた元社員という形で本会議でもありましたけど、この方の、私はきょう言うつもりもなかったんですけども、退職時に当たっていろいろ書かれている文書が、はっきり申し上げて水産関係の方々に相当配布をされていますよ。

それで、私どもはそういう方々からこれどうなってるんだと聞かれている立場なんですよ。そして、この議場で言えないこともいっぱいあります。だから、私は市長が再発防止を言うのであれば、今度一体どういうことが起きたのかっていうのは、明確に明らかにしておかないといけないんじゃないでしょうかと、そういうことからいろいろお聞きしてるわけですよ。とりあえず副市長に見解を聞いておきます。

○副市長（小泉智資） 何をお答えしていいかあれですけど、今まで起きたことに関しましては、全員協議会で報告しているとおりであります。お魚センターで起きたことの報告を受けて、市としてどう対処したかと御報告申し上げます。

○9番（立石幸徳） この決算委員会が始まった初日にですね、副市長が個々の会社のことはその会社のことじゃないかと言われたことを私は指摘しているんですよ。とんでもないことですよ。物品の納入者、その納入した枕崎牛が今問題、新聞報道もされているところじゃないですか。

○副市長（小泉智資） 個々の会社のことだったのは、そこだけ取り上げられるとあれですけど、いわゆる第三セクターという一つの会社の中の管理上のことであつたりとか、いろいろ向こうの

中に属することについての詳しい説明を議会でするのはいかがかなという話をしたところです。

○9番（立石幸徳） さっき私、221条の2項を言いましたけどね、物品の納入だけじゃないですよ。枕崎市がいろんな形で外部の、例えば請負契約者、物品納入者、補助金、交付金、貸付金、こういう関連を持つ事業所あるいは個人であっても、そういう方にいろいろ何かその調査をしなければならないんじゃないかという事態が発生したら、市長は予算の執行に関する長の調査、権限ということで、その権限を使って調査をするわけでしょう。そこが市長のいわゆる執行権、行政行為ですよ。その行政行為がどうなったかっていうのは、当然議会がな、ちゃんと聞かないと、ただ調査をしてますで終わりじゃないですよ。その調査結果はどうだったのかと、議会は当然聞かなきゃならんわけですよ。一般行政事務について一般質問もできるようにですね。これ、今言ってるのは、市長の行政事務ですよ。

○副市長（小泉智資） 繰り返しになりますが、全員協議会で報告しております。

○9番（立石幸徳） もちろん全協は報告だけですからな、基本的に。全員協議会は、議会本会議じゃないですからね。我々も質問するのに、それは全協で済んだことじゃないんですよ。全協の説明を受けてきちっとするのは議会ですから、本会議あるいは委員会。全協で終わりじゃないですよ。

○4番（沖園強） 今まで説明を、全協等も踏まえて御説明してきた御答弁と、そしてまたそれに対する対処というものは変わらないんでしょう。もう同じことなんでしょう。同じことで我々は理解したつもりでいるんですけど、委員長、この委員会審査の運営上、議事進行的にいかがなものですかね。

○9番（立石幸徳） まず、当局の姿勢を正しているわけですよ。

○委員長（禰占通男） 9番委員、ちょっと待ってください。今、いろいろ質疑もあり答弁もありますけど、私としての考えは、まずその指摘した人が、市長、副市長、担当者にも報告していたということ。それと今、ずっとこうして補正では言いましたけど、住民訴訟なりあった場合の損害賠償ですよ。それを提起された場合、どこで審議するのかといたらこの議会ですよ。関係者が自分のポケットマネーで損害賠償を払うんなら、それは議会を通さなくていいですよ。

もし、市に対して損害賠償をっていったことになったら、議会でその賠償の額とかそれが適正かどうかを審議せんといかんわけでしょう、この議会は。行政係長も言いましたけど、その条文に入ってるんですよ。明確には書いてないけど、そこも含まれてる。それを議会がどうするのと、今、4番委員も言いましたけど、そこを最後どうするのと、議会でするんであれば議会で明らかにしていくべきだと私はそう思って、たまたま今回、決算の委員長ということで質疑もできなかったですけど、やはりそこを掘り起こすわけじゃないけど、今後のためにもこの場でちゃんとこれからどうしていくとことこの議員の理解、行政側の理解が平行線をたどるんじゃないかと、一本になって今後対策に努めてもらいたい。第三セクター、いろいろほかのやつもありますけど、私の意見はそういうこと。

○9番（立石幸徳） 私が今まで言ったことは、まず当局の姿勢を聞いているわけですよ。でないと、幾ら具体的なことを、まあいっぱいありますよ、本当に。それは、今、市中に配られている元社員の内容を見たら、こんなこともあるのか、あんなこともあるのか、聞きたいことは具体的なものはいっぱいあるわけですよ。

そしたら、そういうものを持ち出しても、いやそれはさっきから言うように三セクのお魚センターのことだからと言われれば、話はもうそこで立ち消えになるわけですから、そういうことじゃないんじゃないんですかと、自治法からいってもな。今度の問題、ふるさと納税にかかわることで、そういう問題じゃないんじゃないんですかと、まず当局の全体的な今回の問題に対する姿勢を聞いているわけですよ。いや具体的なことを言えといえば言いますよ。言ってもそれは、お魚センターのこっじゃって言うだけじゃおしまいですかね。具体的なことを言っていていいですか、

具体的ないろんな問題。

○委員長（禰占通男） どうぞ。私としては、この場でもう行政側の意見、議員側の意見、もう今さっき言いましたように、一本にまとめて、これから第三セクター等いろいろ市に関係する施設もいっぱいありますよ。給食センターもいろんなやつもあるから、それに対して……。

○9番（立石幸徳） いや、いっぱいありますけどね、一点、その枕崎牛にかかわること、お魚センター内で枕崎牛を無料です、ただで使用してお魚センター内で販売している。この事実についてはどういう調査をされているんですか。事実というより、そういう文書に書かれていることについては。

○水産商工課参事（新屋敷増） 今、委員が言われたことについて、全く承知しておりません。

○9番（立石幸徳） 承知してないということは、調査はしてるしてない、どっちなんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） 今回の事案がありまして、関係者の方々にもいろいろお話をお聞きしましたが、そのことにつきましては、一切お話は出ておりません。

○9番（立石幸徳） だから、調査はしたのかしなかったのか、どっちか教えてくださいよ。

○水産商工課参事（新屋敷増） 今言われたことは、私は初めて聞いたことで、調査もしておりません。

○9番（立石幸徳） 初めて聞くはずがないんじゃないんですか。私は聞くというより、そういう文書が出てくるんですよ。その文書は見えてないわけですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） 文書について見ている部分もあります、今、委員が言われたことについては、私は見ておりません。

○13番（清水和弘） 私のところにも50ページ程度の報告を持ってきたんですよ。その中に、いろんなことが書かれてるんですよ。市長にも報告、最初支配人に報告、それから副市長にも報告している。副市長が答えておるのはですね、全部は覚えてないけど、この改善計画は立ってましたよね、お魚センターの。立ててませんか、お魚センターの改善計画は実施してませんか。

○副市長（小泉智資） 改善計画は作成しております。それから、お魚センターのその個々の、そこまでの内容の具体的なことにつきまして審議するんですか、ここは。経営的なことに関しましては御報告申してますし、質疑があれば、今後の対応につきましても全協で報告したようなことで動いておりますが、それ以上のことはお魚センター内部の管理上のこともありますので、御回答は差し控えたいと思っております。

○委員長（禰占通男） ちょっと待ってください。先ほども私は言いましたけど、副市長も知ってた、市長も報告を受けたわけでしょう、担当者も報告を受けたんでしょう。調査する前に報告を受けてるわけな、何かその元従業員っていう方から。

そしたら、それでもまだ販売を続けていた事実はですよ。何でそこでとめなかったのと、あぁいいことを教えてくれた、ありがとうねという労をねぎらうのが、私は長に立つ人の立場だと思いますよ。だって、市長も副市長も民間から上がってきたんじゃないですか。コンプライアンスって言葉があるけどどうなったの、民間でのコンプライアンスは。すぐクビですよ。そこを忘れてるんじゃないですか。

だからですね、今、局長ともここで堂々めぐりしててもだめだから、特別委員会か何かそういうのが設置できればそっちに移らんと決算が終わりませんよ。もう私もそこは思ってますよ。だから、局長に聞くけど、もう決算だからここでと言ったらもう昼前ですよ。きょうは終わらんですよ、これ一般。何かいい意見はありませんかね。

○9番（立石幸徳） だから、最初私が聞いたのは、この件に対する、何度も言うように、細かなことはいっぱいあります。ただ、当局のスタンスがまずどうなのかっていうのを明確にしないと、いくら細かい具体的なことを聞いても、いやそれはお魚センターのことです、お魚センターのことで終わるから法的な根拠を、あるいはいろんな状況を踏まえてですね、今度の件をどう捉

えてるかっていうのを、一応、確認したわけですよ。

○委員長（禰占通男） ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時4分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

○9番（立石幸徳） 私は、お魚センターをめぐるおかしなこと、そういうことを暴き出すというのは、そういうことは私の本意ではございませんのでね、まず断っておきたいと思います。

ただ、市長が何度も言うように、再発防止というのを言われるのであれば、何が起きていたのかっていうのを市民に明らかにして、そこから再スタートっていいんでしょうか、そういう取り組みをしていただかないと、議会でいろいろ物申したことにですよ、本当にそれはもうお魚センター、三セクのことですよということでは、私は市民に説明はつかないと思っていろいろ聞いていますのでね、休憩前に聞いたことでお答えできることがあったら、きちんと真摯にお答えいただきたいと思います。

○副市長（小泉智資） 今まで、議会の中で説明していることと重複する部分もございますが、先ほど13番委員からもいつ、何があったんだみたいなこともありましたので、経緯をもう一度整理したいと思います。

まず、6月11日、マイナス50度冷凍庫で賞味期限表示がない枕崎牛パックを確認いたしました。すぐに製造業者へ今後は賞味期限表示をした商品を納入するように指示しております。

それから具体的に、なぜ賞味期限表示がない商品が存在したのかということに関しまして調査を指示して、実際その経緯を関係者にヒアリングをしております。

そして、7月22日、管轄保健所であります加世田保健所に本件にかかわる状況を報告いたしました。

それから、8月2日、企画調整課と枕崎牛の件を協議いたしまして、ふるさと納税返礼品としての取り扱いを中止しております。

それから、8月19日、加世田保健所から加世田保健所が8月6日に行いました現場確認に基づきまして、食品衛生監視票、これが出されました。

指導の内容は、今まで何度か答弁の中で申しておりますが、販売者が保存温度を変更した場合の賞味期限は、科学的、合理的根拠をもって表示すること。賞味期限の記載のある食肉を仕入れること。必要に応じて不適切な表示があった場合について消費者への対応をとること。この3項目を指摘されました。それを受けまして、8月23日、加世田保健所へ再発防止策を提出しております。

それから、13番委員から生産者へどういうふうに行っているんだということではありますが、8月24日、枕崎牛生産者の会、牛の勉強会で市長が直接事情説明とおわび、それから枝肉共進会から帰って来られた生産者のほか、共進会に参加できなかった生産者の方々も勉強会には参加しておりますので、前田市長がお魚センターで取り扱う枕崎牛の食品表示についての事情説明並びにおわびを行っております。

8月25日、お魚センター取締役会を開催しております。消費者の皆様方へのおわびの方針を含めまして、店頭での報告及びホームページ上での公開について話をしております。

8月29日、全員協議会で市議会へ報告をしております。同時に、お魚センター店内での告知、お魚センターホームページ上での公開、それから枕崎市へふるさと納税返礼品、枕崎牛の食品表示に関する報告書を提出しております。

8月30日、南日本新聞へ記事が掲載されております。

同日、枕崎市からお魚センターに対し、当分の間、ふるさと納税返礼品の取り扱いを中止する旨、文書による通知をしております。それを受けまして、お魚センターはふるさと納税返礼品を

全て取り扱い中止にしております。

これが、経緯及び生産者に対してどういう対応をとっているんだということに対しての答弁になります。

○企画調整課長（東中川徹） 今、経緯がありましたが、寄附者の皆様方への対応については、私のほうから御説明いたします。

寄附者の皆様方への対応につきましては、本市がふるさと納税返礼事業開始以降、今回の返礼品を発送した延べ164名の皆様方に対し、ふるさと納税返礼品の食品表示に関する御報告ということで今回の事案の報告とおわびの文書を8月30日付でお送りいたしております。

これまで、問い合わせ等は寄せられておりませんが、今後、問い合わせ等がありました場合には、丁寧に説明をまいります。

それから、市民の皆様方への対応は、市のホームページ内のふるさと納税のページで今回の事案についての掲載をいたしまして、お知らせしているところであります。

○9番（立石幸徳） 8月23日に加世田保健所へ持っていったこの再発防止策、この具体的な内容はどのようなものなんですか。

○副市長（小泉智資） お魚センター内で販売している食品について賞味期限表示の点検を行い、不適切な表示があった場合は速やかに販売を中止し、適正な表示の食品を販売するというのが一つ。

それから、食品表示に関する認識不足ということがあったので、今後、食品表示に係る管理体制の不備を改め、支配人以下社員への食の安全に対する教育を徹底する。

それから、今回の件に係るおわびの広告をお魚センター店内及びお魚センターホームページ上で行う。消費者の皆様からの問い合わせについては、丁寧な説明、対応をしていくということになります。

○9番（立石幸徳） 別件でいいですか、別な件。

○委員長（禰占通男） だったら、ここでその枕崎牛は打ち切って。

○9番（立石幸徳） 別な件でよろしいでしょうか。初日に、この統一的な基準に基づく財務書類作成、この件で財政課長のいろんな説明をいただいて、その後、私も一番新しい29年度の決算にかかわる財務書類ですね、いわゆる類似団体とどうなってるかということで、確かに財政課長が言われるように、34ページですか、ここから財務書類を活用した財政分析ちゅうことで出てるんですよ。

1つ目が資産形成度からずっと持続可能の部分まで出てるんですが、その下に、これは類似団体は当然、平成28年度の類似団体との平均値ちゅうことで、まずこの類似団体の平均値、これはどういう形でその類似団体が出されて、平均値ちゅうのはどこが、総務省あたりでこの平均値は出すんですかね、その平均値の算出根拠をちょっと教えてください。

○財政課長（佐藤祐司） この統一的な財務書類の数値については、全て県を通じて総務省に各団体報告を上げております。

それで、総務省でそれらの集計をしていることと思いますが、総務省のホームページにグラフ形式で見える化という形で各団体ごとの数値が公表されております。

そのグラフの中に、本市の通知、そして類似団体の平均値という形で記載されておりますので、その類似団体の平均値をこの書類に記載したということでございまして、どのような団体が類似団体となっているのかまでの説明は総務省のほうではなされておきませんが、決算統計等で産業構造、そして人口規模等で類似団体という分け方がございますので、それと同等の分け方で類似団体を分けているものと考えております。

○9番（立石幸徳） ですから、類似団体と本市との比較の中でですね、一つ一つ時間も長くなりますので申し上げますけれども、この類似団体平均値と本市の数値をですよ、比較して、ま

ず私の質問、意見を言う前に、財政課は類団との平均値比較でどういう見解、感想を持っているのか、財政課のほうのその辺のところの分析結果についてお答えいただきたいと思います。

○財政課長（佐藤祐司） 昨年の9月議会のときに、9番委員の一般質問がございまして、そのときにも答弁をいたしました。

そのときには、28年度から国のほうでもいろんな分析に関する研究会が開催されておりまして、28、29、30、そして令和元年度、今年度も引き続き研究会は開催されております。

その中で、いろんなこの財政分析について議論が重ねられておりまして、今もまだいろいろと数値が動いている状況でございます。

そして、その中でも、どのような分析が望ましいのかということもあわせて議論が進められているところでございます。また確立した財務分析が示されておりませんので、28年度の類似団体の平均値がわかりましたので、それとの比較という意味で申し上げますと、平均と比べて多いんだ、少ないんだというぐらいのレベルでございます。

例えば、この資産額につきましては、類似団体の平均値が256万3,000円、そして住民1人当たり256万3,000円、枕崎市の28年度の住民1人当たりの資産額134万2,000円という数値になっております。

これにつきましては、数値だけを比べれば枕崎市のほうが少ないということになるんですが、その少ない理由としては、単純に施設が少ないということだけではなく、施設の老朽化が進んでいる、そして基金残高、現金、基金、預金、ここの残高がやはり少ないというのが、この数値に反映されているのではないかと考えております。

細かい分析をすればいろいろあるんですけども、もっと細かく数値がわかる中で分析を深めていかなければならないとは思っております。

○9番（立石幸徳） 私は、本市自体の財政というのは、過疎債のいろんな効果もあって、本市自体は改善はしてきているっちゅうことだけでも、全国的あるいは県内の、特に類似団体と比べたときに、非常にその差が目立つというふうに言わざるを得ないんですね。

今、財政課長のほうからは資産形成度を言われて、枕崎は134万、1人当たりですね、28年。類団は大体、倍、260万ぐらいですからね。

その辺の説明もありましたけど、例えば純資産比率なんかも全国類団平均が71.5%に枕崎市は28年度で51.9、これも20%ぐらい開きがありますよね。そういうその、要は枕崎市は器の中で見れば、よくはなってきましたよと言うけど、器の外に出たときに非常に見劣りがする。

そういうことを踏まえてですね、30年度決算、この将来負担比率も下がってきてるんですけどね、80.1、これは県下19市あるいは県内の自治体としてまだ担当課のほうで情報収集をしているのかどうか知らんけど、将来負担比率はよそと比べてどういう位置になるような感じなんですか。

○財政課長（佐藤祐司） まず、先ほどの公会計の数値については、過去の積み重ねでございますから、どうしても、以前、財政状況が悪かったというのも、借金をしながらいろんな資産形成を図ってきたというのが純資産比率、そして将来世代負担比率、これらの数値が悪いことと関係があるかと思っております。それらにつきましては、これまでの状況がそうだったということが数値にあらわれているものと考えております。

それから、同じくこれまでの資産形成がどうだったのかというのをあらわす指標として、健全化比率で将来負担比率というのがございます。これについては、平成19年度に比率が算定されるようになってから毎年改善してきておりまして、最新の30年度では80.1%となっております。

しかしながら、その順位という話では19市中一番高いということになります。ただ、これまで大きく引き離されていたものが、同じようなレベルまできていると見ておりまして、うちの次に数値の悪い団体が74%というところがございます。

○9番（立石幸徳） もちろん、内容分析も正確にせんといかんのでしょうけれども、いわゆる財政指数ですね、これは地方健全化法で公表をするようになってますからね。

大体、遅くとも10月上旬ぐらいには、早ければ9月下旬でしょうけど、県内自治体のこの財政比率が一斉に公表されて、特に将来負担比率というのは、皆さんは高い高いち言うんですけど、最悪ですよ、最悪の自治体は新聞報道をされてきますよ。

私は、以前も申し上げたんですけど、新聞報道でこういう非常に悪い数値が出るというのは、大変な影響があると思ってるんです。というのは、自分自身の経験からですね、よく北薩地方に私は行く機会があります。数年前、本当に高齢者、80前後のお年寄りとお話して、その御夫婦が枕崎って財政が悪いんですねって言われましたよ。

その言葉を聞いて、私はもう愕然としたことがあるんですけど、この影響っていうのは本当に大きいと思うんですね。こういうことも踏まえてですね、やっぱり改善のスピードを早める、あるいはそういう財政改善に取り組んでもらわないと、もう企業誘致しかり、言ったら切りがないんですけど、この財政の悪さっていうのは行政運営上、大変な影響があると思っていますので、最後に今後の財政運営に向けての決意を聞いておきたいと思います。

○財政課長（佐藤祐司） 決算報告書にも述べておりますが、財政状況は好転してきているもののまだまだ厳しい、それは他市と比較してまだ数字的には悪いと、基金の残高も少ないということをお知らせして、そのような表現をしているところでございます。

予算編成方針にも掲げておりますが、今後、持続可能な財政運営を目指すということで方針を掲げております。

それにつきましては、地方債借り入れにつきましても有利な地方債の借り入れをする、そして何とか経常的な経費について見直しをしていくということを進める中で、基金の積み立てとかという財源を生み出して、何とか持続可能な体制を整えていくということを進めてきておりますので、比率についてはどうしても過去の借金における数値をお知らせしたものですので、一気に100あったものがゼロになるということは難しいところですが、繰り上げ償還等を進めながら、比率については早いうちに改善させていくということで、これまでも進めてきておりますし、今後もそういう観点を大事にしながら、持続可能な財政運営を図るために健全化を進めていきたいと思っております。

○4番（沖園強） 総括ということで、枕崎市債権管理の状況でお尋ねしてまいりたいと思っておりますが、財政健全化ということで自主財源の確保といった意味でお尋ねしてまいりたいと思っております。

先日、不納欠損等について、市税のほうは御答弁いただきましたので、市税のほうは結構ですが、監査意見書の8ページに分担金及び負担金の不納欠損状況があって、収入未済額、特に児童福祉費負担金451件33人と、ただ7月末に31件9人回収されているということなんですが、これは強制徴収公債権になるかと思うんですが、5年時効ということで451件中、31件9人が納入したという納付意識があるんだなと思うんですけど、残りの未収金部分はもうどうなっているんですかね。それと発生日といいますか、起算日がどうなっているんですか。いつ発生したやつか。何年のどのやつがどれだけ残っているのかということです。

○福祉課長（山口英雄） 監査意見書の8ページにございます保育料の不納欠損の関係での御質疑ですが、まず4番委員からありましたこの保育料については、御指摘のとおり、公債権でありまして強制徴収の可能な公債権となっております。

それから、7月末で納入済み以外の部分についてのお尋ねですが、過年度分といたしましては、30年度末での件数でいきますと、全部で59件あるんですけども、年度別っていうのは、それぞれの個表で管理しておりますので、今、何年度に発生したのが幾らかというのは、すぐには申し上げることができないんですけども、平成19年度分が一番古いものとなっております。

ただ、これらの未収債権につきましては、納付義務者に対して債務の承認あるいは一部納付と

か、そういったことで法的な時効中断措置はとっておりますので、今後もその納付義務者の負担能力に応じて適切に管理していきたいと考えております。

○4番（沖園強） 平成19年が起算日で一番古いやつで、59件というのは人数じゃないですよ。収入未済額は451件あって33人だったわけでしょう。

そして、7月末で31件9人の方が納付意識があったということなんですけど、その不納欠損処分をしたのはもういいですよ。あとの未済額の部分がどうなっていくのかということなんです。そういう納付意識があるのかないのかと、時効の援用をするのかどうなのかということもありますので。

○福祉課長（山口英雄） 先ほども申しました59件は、30年度末現在で保育料の未納の対象となっている児童1人につき1件として計上しています。それで59件あったということです。

それから、債権管理の関係でございますけれども、現在未収になっている部分につきましては、申し上げましたとおり、定期的に債務の承認あるいは一部納付、そういったことで時効の中断をかけておりますので、今後もそういった債務者の負担能力に応じた対応をとっていきたく思いますし、先ほど申しましたとおり、強制徴収公債権でございますので、資産調査を行いまして強制徴収できる部分が仮にあるとした場合には、その結果、強制徴収もしたいと考えております。

○4番（沖園強） 監査意見書にも公平負担の観点ということで、ほとんど出てるんですけど、次に9ページの使用料及び手数料の部分で、同じようなお尋ねをしてまいりたいと思います。

住宅使用料の関係で、収入未済額は839件27名で7月末で39件17人が納入されていると、これ債権になるかと思うんですけど、起算日でどういった古いのがあるのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

○建設課長（松崎信二） 令和元年7月末で住宅使用料が39件17名の68万0,700円が納入されております。

滞納状況についてですけれども、入居者18名のうち6名は現年度分のみの滞納で、うち2名については7月31日までに完納済みであります。あとの12名は、現年度と過年度分もある滞納者で、うち9名については現年度分は年度内に完了しております。

退去者9名のうち、7月31日までに完納した滞納者が2名で、定期的に現在も分納している滞納者が2名で、うち1名は今年度中に完納する見込みでもう1名も令和2年度中に完納する予定であります。あとの5名については、これまでも定期的に催告書の送付や臨戸訪問等を行っておりますが、納付約束が守られていないことが多く、対応に苦慮している状況であります。

滞納者で一番古い物件は、平成7年6月からの分がございます。これは退去者であります。

○4番（沖園強） 不納欠損処分をしていないんですけど、所在はわかっているんですか。そして、中断をやっているということですよ。所在がわかっているということになるんですかね、保証人等は対応しているのか。

○建設課長（松崎信二） 退去者で死亡された方もいますけれども、保証人の連絡先はわかっております。

○4番（沖園強） 催告は行っているわけですよ。

○建設課長（松崎信二） 1年に1回行っております。

○4番（沖園強） この監査意見書からいくと、7月末以降に未済の方が800件の10人ということになります。その10人中、所在がわからない人っていないの、保証人も含めて。

結局、未済額対象者が27人おって、7月末で17人納入してるわけですから、その方々は納付意識があると、残り10人の方々はどんな人たちなのかと、保証人まではっきりしてますかちゅうことです。

○建設課長（松崎信二） はい、10名の方はわかっております。

○4番（沖園強） 次に、10ページの財産収入の中で、土地貸付料の収入未済額が8件の1人

ですね。

7月末で8件のうち1件納入されているということなんですが、この方はこういった方なんですかね、納付能力的にみて、年齢とか。

○財政課長（佐藤祐司） この方は、年金暮らしの方でございまして、2カ月に一遍の年金のときに現年分とあわせて過年分も納めていただいております。ここ数年で現年分を完納し、そして過年分を減少させていっているという状況でございます。

○4番（沖園強） 家族構成等はようになってるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） ひとり暮らしです。

○4番（沖園強） この場合は、もしお亡くなりになった場合どうなるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 娘さんと息子さんがいるということでございます。

○4番（沖園強） 11ページの諸収入のところでお尋ねしてまいります。

諸収入で奨学金、災害援護資金、雑入と。まず、奨学金についてお尋ねしますけど、未済額件数が106件の23人で7月末で35件の16人と、あとの件数、人数でいきますと7人、その方々はどのような状況なんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） その方々についても、催告書とか出して少額ずつですが返済はしていただいている方もおりますし、中には生活保護の方とかで、いつかの期間は返済がない部分もあります。ただ、消息がわからない方は今のところおりません。

○4番（沖園強） 一番古い対象者は、起算日はいつになっているか。

○教委総務課長（山口美津哉） 一番古い方々は10年以上の方が4名おりますけど、一番古いのは平成17年度です。

○4番（沖園強） これ当然、保証人がいるんですけど、催告は行っているんですよね。

○教委総務課長（山口美津哉） 催告も、管理計画に基づきまして定期的にやっております。

○4番（沖園強） 次に、災害援護資金貸付金、元利収入があつて未済額で5件、5人の方々の収入未済額があると、それで7月分末で3件3人の方が納入されているということなんですけど、残りの2人の方はどのような状況なんですか。

○福祉課長（山口英雄） 災害援護資金貸付金につきましては、5名償還中の方がいらっしゃるわけですが、それぞれの方が、例えば年金支給月に定額をお支払いいただく、あるいは事業とかのお金の都合で、一応、基本的に毎月納めますけど、資金繰りによっては2カ月分を一緒に納めるとか、ある月は納めずに翌月まとめて納めるとか、それぞれの家計の都合に合わせて返済計画を立てて、それで返済していただいているところがございます。

その5件とも債務の承認はしていただいておりますので、今後とも同様の方法で債権の回収に努めていきたいと考えております。

○4番（沖園強） この災害援護資金の場合は保証人があつたのか、どうなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 災害援護資金につきましては、御承知のとおり平成2年の竜巻災害のときの貸付金ですけれども、貸し付けに当たっては保証人を立ててもらっております。ただ、現在のところ、保証人でなくて本人が返済しております。

○4番（沖園強） その後見人は、保証人とか本人の後見人というのはいるものですか。

○福祉課長（山口英雄） まだ、その債務者が被後見人になっていらっしゃるとかっていうのはございません。

○4番（沖園強） 平成25年度決算ですと、住宅資金貸付金、これの時効消滅の対応をしたと思うんですよね、災害援護資金貸付金部分では時効消滅が25年度ではやってないんですか。援用をしたのか、あるいは中断の行為をとらなかったかどっちかになるんですけど。

○福祉課長（山口英雄） 平成25年でしたか、市の債権管理の適正化を図るために債権管理条例等を制定して、それに基づいて処理をすることとしたわけですが、災害援護資金貸付金

の償還金につきましても、平成25年度末で3件、327万8,000円程度不納欠損しております。このうち元金が289万3,000円程度でございます。

○4番（沖園強） そうすると、あとの対象者5件5人の方々は、まだ納付意識があるということで理解していいですか。

雑入のほうでお尋ねします。未済額が31件25人、そのうち15件14人が7月末まで一部納入していると、決算報告書の109ページ、110ページに雑入の部分があるんですが、どの部分なんですかね。

○福祉課長（山口英雄） この審査意見書の11ページにあります雑入の15件14人、この部分は、これ全部かはわかりませんが、生活保護費返還金につきましては、現在分納で納めて返還をしていらっしゃる方とかがいますので、ほとんど生活保護費返還金だと考えております。

○4番（沖園強） わかりました。そうすると、生活保護費返還金の場合は、これ非公債権になるのかな、どっちになるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 生活保護費返還金につきましては、生活保護法の制度改正がございまして、平成26年7月分以降の生活保護法78条に基づきます悪質な生活保護費受給に係る返還金は強制徴収公債権、さらに生活保護法63条の部分でも昨年ぐらいから一部強制徴収公債権になっておりますけれども、たしか、その部分は適正な申告を市にしなかったとか、そういった場合に限った部分だったと思っておりますが、今申しましたとおり、ごく最近の制度改正で、一部強制徴収公債権化されましたけれども、基本的には非強制徴収公債権となっております。

○4番（沖園強） その雑入の15件は、もう生活保護費返還金の部分、ことに大変時間をとって申しわけないんですけど。

監査意見書等でも公平負担の観点ということで指摘がされているんですけど、各課それぞれ御努力されているようです。今後ともそういった努力をいただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

○委員長（禰占通男） 午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時6分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

○8番（吉嶺周作） 昨日問題となりました枕崎小学校の校庭のガラスの破片についてなんですけど、早急にちゅうことをお願いして終わりましたが、どう検討したのか教えてください。

○教委総務課長（山口美津哉） 今後の計画のことでしょうか。

きのうの委員会でも答弁いたしましたように、現場を再度建設課と見て、あと財政担当課とも今後協議をしまして、来年度以降の予算でこういった工法が一番有効なのかも含めまして、検討したいということで答弁しましたけれども、そのような方向で今後検討していきたいと思っております。

○8番（吉嶺周作） 今の時点では、まだ現場は見てないんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 所管事務調査の後も現場は見ておりますし、建築係とも見ております。

おとといたったですかね、運動会の練習もしておりましたが、トラック内は破片等を拾ったのか、ほとんどガラス片は見受けられませんでした。来週、再来週までの間に、予算に海砂とか赤土とかの原材料を組んでおりますので、拾っても対応できないような部分については、土砂とか、原材料を搬入して、危険のないように対応したいということで、きのう職員に指示をしております。

○8番（吉嶺周作） 破片等はなかったって、今言われましたが、私はきのう、この委員会が終わってから現場調査に行ってきたんですよ。

それで、学校の先生も草刈りをしていて、1人いたんですけど話を伺ったり、校庭を5分ぐら

い見てる間にガラス破片が5分間に、少ししかないんですけど拾ってきたのがあるんで見てください。——それで、学校のほうも高学年の生徒にガラス破片をとってもらったと、軍手もせずに。そういった教育といいますか、指導でいいんですかね。子供たちに拾わしていいんですか。そういったガラスがたくさんまだあるんですよ。

それで、6月ぐらいから枕崎小学校に少年野球チームっていうオールというのがあるんですけど、それ何十年もこの校庭で夕方練習をしてたんですけど、6月からもう危険すぎると、野球練習をさせるのが。それで塩田のほうで今してるみたいなんですけど、その来年度の予算とか言ってる場合じゃないんですよ。

あした、あさっては運動会もあるわけですよ。こういった状況で運動会が開催できるんですか。
○教育長（丸山屋敏） この近々開かれる運動会については、今言いましたように、落ちてるガラスとかは拾って開催できるように、学校に指示いたします。

ただ、これについては、あした、あさってすぐしてすぐ解決するかというと、そういうわけにはいきませんので、莫大なお金がかかるということです。

課長が言ったように、財政当局とお金がどれぐらいあるのか、それでいつできるのかということで話し合いをしたいと思います。

今、委員が言われましたように、私たちもこのことについては、以前からガラスがあるということで私も知ってるし、またほかの人も知ってるんです。

これが、今、枕崎の財政があれもこれもという時代じゃなくて、あれかこれかの時代なんですよ。パソコンは入れなきゃいけない、タブレットは入れなきゃいけない、クーラーは入れなきゃいけない。

市の財政そのものにかかる総額に対して、教育予算というのは限られているので、財政とまた話をして、委員が指摘されたこのことについては大事なことだと思いますので、早急に検討していきたいと思います。

○8番（吉嶺周作） クーラーだったり、パソコンだったり、本当、予算に対しては優先順位があると思うんですけど、優先順位を繰り上げてですよ、やっぱり安全性とか、そういったところを優先的にしてもらって、しかも校庭の土ですよ、土というよりはもうかたい石ですよ。かたい石でこぼこして、校庭とはいえない状況ですよ、今。

ですから、来年度の予算というよりも、今度の運動会についても応急的な措置をしていただいて、また来年度に向けて、ちょっと早急をお願いしたいと思います。

○教育長（丸山屋敏） 委員の意見はよくわかりましたので、そのことについては、また財政と語っていききたいと思います。

私も教職を三十何年しましたけれども、今、以前と比べて教育に係るお金が大きいんですよ。以前は、端的に言えば、黒板とチョークがあれば済む時代だったんです。今はもろもろ教育機器が入ってきて電子黒板とか、それからタブレットとか、そういうことで財政も出したいたんだけど、懐にお金がないというのが実態だと思うんです。

そこで、私どもも教育にだけ予算をかけていると、ほかの市の財政そのものに影響を及ぼすことがあるので、そこのところはバランスをとって要求をしていきます。

委員が言われたように、子供たちのそうしたガラスのことについては、あってはならないことですので、これについては多くの委員の方からも、また御意見いただきましたので、やっていきたいと思います。

ただ、それを今まで教育委員会が何もやらなかったというんじゃなくて、これについても総務課長は建設課長ともろもろ協議をしたという経緯はあるんです。これについては、また先ほど申し上げましたように、早急にやっていきたいと思います。

○7番（豊留榮子） 報告書133ページの民生費の児童措置のことでお聞きしたいんですけど、

この地域子育て支援センター事業委託なんですね、立神キッズに対して。

これが30年度、昨年と比べてみると昨年は279万3,000円、今回とても大きくて786万4,000円になってるんですけど、これはどんなふうに変ったんですか。何か変わったんですか。

○福祉課長（山口英雄） 地域子育て支援センター事業委託ということで、現在、立神子ども園にこの事業を委託しておりますけれども、29年度まではこの事業につきましては、国の補助基準額よりも下回った額で事業の委託をしておりました。

平成30年度からは、国の補助基準額に沿った額で事業を委託することに変更したことから、平成30年度は前年度に比べて500万程度事業費が増加したということでございます。

○7番（豊留榮子） すると、今まではどうされてたんですか。立神キッズのほうで不足分は出してたってことなんですか。主にどんな事業なんですか。

○福祉課長（山口英雄） 地域子育て支援拠点事業といいますのは、地域におきまして、子育て親子の交流等を促進する拠点の設置を推進することによりまして、地域の子育て支援の機能の充実を図り、不安感の解消あるいは不安感の緩和、こういったことを図りまして、子供の健やかな育ちを支援することを目的とするものでございます。

この事業につきましては、センター型として平成24年度から実施しているんですけども、市では、大体年額480万円ということで、立神福祉会に事業を委託して実施していたわけですけども、実際、立神福祉会で行ってるこのキッズの類型が、一般型の5日型という実施要件に該当するというので、その事業形態でいきますと、国の補助基準額が780万円程度となっているもんですから、それに合わせて、それまで480万円程度で委託していた事業費を国の補助基準額に合わせて事業を委託することに変更したということでございます。

額が、それだけ違うけれども事業がどうだったのということでございますけれども、事業自体は従来も480万円程度の額の中で円滑に行っていたと思いますけれども、今回、国の示す基準額に合わせて予算措置を充実したということでございます。

それから、決算報告書の133ページにあります決算額につきましては、先ほど7番委員が言われたとおり、29年度の決算額と比べて500万円程度の大増になっておりますけれども、この理由といたしましては、平成29年度につきましては、市では480万円、例年どおりの事業ということでお願いしておりましたけれども、国の会計検査の中で、この事業の実施が一般型の5日型には該当しない、一部職員の配置要件が満たなかったとか、時間的に一部該当しないということで類型が変更されたことで、国の基準で子育て支援センター事業としては、280万円程度の基準額でしか認定されませんでした。

そういったことで、30年度の決算額と500万円ぐらいの差となっておりますけれども、平成30年度は職員配置とか適正な運営に努めまして、国の補助基準額どおりの780万程度の額で国も認めていただいているところでございます。

○7番（豊留榮子） それはわかりました。これは市内に1カ所しかないということですか。そうすると、いろんな市内各地からみんなが集まってくるってことですか。

○福祉課長（山口英雄） この事業は、立神保育園に併設するキッズの1カ所でやっております。

平成30年度におきましては、延べの利用者数で申しますと4,660人程度利用しているところでございます。

○委員長（禰占通男） 最後に、ちょっと確認したいことがあるんですけど、きょう昼に、枕崎で起きた強盗の刑が決まったという報道だったんですけど、その中で今、犯人がわからないときにドライブレコーダーの提供とか、そういうのも防災無線で呼びかけがあったんですけど、本市の防犯カメラの設置状況ちゅうのはどうなってるんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 本市で、公共的な部分で防犯カメラというのは設置してございませんが、施設等については設置している箇所もございますが、ことしの4月にライオンズから7式

いただいた分がございます。

今、その設置に向けて鹿児島県警本部とか、国道事務所とか、6カ所については今、設置に向けて手続中でございまして、1カ所につきましてはライオンズの御意向もございまして、枕崎駅につけているところでございます。

○委員長（禰占通男） 県警等との連絡というか、打ち合わせで設置するとなると、いつごろになるんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 現在、7カ所中1カ所は、先ほども申しましたとおり、枕崎駅にもう既に設置しておりますが、6カ所につきましても、一応、N T T柱につけさせていただくのは確定して、許可もいただいております。

しかし、そこの敷地が県有地ですので、そこに対しての二次占有ということで、今それも許可をいただいたところでございます。

ただし、あとどうしても学校付近だとか、国道だとか、ライオンズの御意向が広域性をとということでおっしゃいましたので、そういったのを警察、それから本市、担当課と設置主等を回って、候補地として残りの6カ所を上げて今、3カ所がN T T柱で、そこはもう許可をいただいております。

あと2カ所が信号機なんですけど、県警本部から提出書類が柱強度というのを正式なものを今年度から出ささいという、ちょっと縛りが厳しくなっている関係で、その書類提出をメーカーに今依頼してありますが、なかなか向こうが納得するような資料ができ上がってないところで、それさえ整えば、一応、許可が出るということで話は進んでいるところでございます。ですので、あと2カ所許可がおりてないという現状でございます。

○委員長（禰占通男） 皆さんもメディア等で見聞きしてるとは思いますけど、本当に防犯カメラの効果ちゅうのは皆さんも相当認識していると思うんですけど、うちには国道が3本、県道まで入れると4本ですよ、ですから市境等にそういう設置ができれば、また本市の防犯についても有効かなと思っております。

以前、私も公民館長をやったときに、青少年育成懇話会が学校の夏休み、冬休み、春休み前に設置されるんですけど、その場で警察の人から、火之神公園でソーシャルメディアで知り合った若い子を車に乗せてたのを職質で確認して、被害に至らなかったという報告を受けたんですよ。そこは御存じかもしれませんが、やはりその昨年もある議員から、キャンプが物すごく多くなったと。

火之神公園ですね、やっぱりそのときに防犯カメラか何か必要じゃないのち言ったときは、そのときは誰も反応を示さなかったんですけど、こういったいろんな事件がありますから、早急に県警とかそこら辺等と協議して、早急にできればと思っております。期待しております。

○4番（沖園強） 先ほどの枕崎小学校の校庭のことなんですけど、今後、検討されていくと、財政等と調整しながら。相当多額な予算づけになると思うんですけど、こういった取り組みで対処していくつもりなんですけど、財源手当等は。

○教委総務課長（山口美津哉） 財源手当等につきましては、グラウンド整備は今のところ交付金とか補助金を活用できるのは、たしか以前の資料を見ますと、1,000万円以上の一定の要件を満たさなければ交付金の対象にはならないと記憶してますけれども、枕崎小学校の場合は、それだけのお金をかけないと抜本的な解消ができないのか、それともそれ以内であれば単独事業になりますので、その場合は財政のほうにお願いして過疎債の適用とか、そういった方法が考えられます。

○財政課長（佐藤祐司） 今、教育委員会総務課長から過疎債を充ててとありましたが、グラウンド整備につきましては過疎債対象にはなりません。

○4番（沖園強） 学校施設には当たらないの。

○財政課長（佐藤祐司） 学校施設には当たりますが、グラウンド整備というのは、結局、底を掘り起こしてやるか、新しい土を入れる作業でございますので、耐用年数云々という話にはなりませんので、適債性があるかないかという話でいけば、適債性はないということでございます。

○4番（沖園強） 総務省のほうから29年度の地方債同意等基準運用要綱というのがございますよね。過疎債で、更新、統合、長寿命化などの計画的な整備、財源の負担の軽減、平準化等に最適のある配置の実現について十分検討することと、何で校庭は学校施設に当たらないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 学校施設に当たらないと私は申し上げておりません。その建物等については適債性があると思いますが、校庭整備につきましては、土をやわらかくするとか、新しく土を入れるとかという作業になりますので、適債性の面で対象にならないと申し上げたところで。

○4番（沖園強） であれば、何で対応できそうなんですか、地方債になるの。

○財政課長（佐藤祐司） 適債性がないと申し上げましたので、過疎債に限らず起債対象にはならないということでございます。

もし、実施するとすれば、これまでも立中のグラウンド、桜中のグラウンド、枕小のグラウンドでいろいろ行ってきておりますが、一般財源であったり、あるいはふるさと応援基金の繰入金で対応したりしておりますので、何で対応するかとなると、自前の財源で対応せざるを得ないということになります。

○建設課長（松崎信二） 参考までに、今グラウンドのことが出ておりますので、10センチ土を入れかえる費用とすれば、目安ですけれども3,000万程度かかると思います。

○12番（東君子） 金額を聞いてびっくりしたところなんですけど、例えば業者の方をお願いをしたとしても、多分グラウンドだけだったりとか、自分なんかも実際に見たときにですね、もうほんとちらばってあちこちにあるわけですよ、もしあれでしたら大人がですね、ある一定期間、土曜日とか日曜日ボランティアを募って、スコップを持って、しばらくの間、参加できる人は拾らうとか、そういうことってできないんですかね。

また、そういう後ろ姿、大人たちが、議員とか皆さんが一生懸命拾ってる姿を見ると、子供たちも愛情を感じるんじゃないかなって、もうお金の話をしても前に進まないのも、もうできることを少しずつでもやっていくってことが大事じゃないかなと今感じたんですが。

○13番（清水和弘） 今、建設課長が3,000万と言われましたけど、これは面積、平米当たり、幾らになってるの。

○建設課長（松崎信二） 目安で今、3,000万と言いましたけれども、枕崎小学校は面積が広いもんですから、約7,000平米ぐらいあるんじゃないかと思うんですね。10センチ土を入れかえるにしても700立米になります。土の場合は、13センチぐらい持ってきて転圧をして10センチになりますので、700立米じゃなくて900立米近く土を購入ということになります。

土は、掘削して運搬して捨土、購入土は持ってきて敷きならして転圧という作業になります。

○13番（清水和弘） 厚さは何センチ。

○建設課長（松崎信二） 厚さは10センチで思っております。

○13番（清水和弘） その材質というのか、それは何。

○建設課長（松崎信二） 校庭の土で、安い土というのはシラスとかいろいろあるんですけども、シラスを入れても風が吹くたびに飛びますし、黒土だったらぬかってきますので、水はけのいい土ということであれば、真砂土ということになると思います。

2年、3年前ですかね、知覧中学校も真砂土を全部敷き詰めたんですけども、あそこは暗渠排水、側溝、真砂土の下に碎石を入れて水はけをよくしたんですけども、そういう工事をして約1億だったと思います。

だから、上の10センチだけの真砂土で、大体3,000万だと思っております。

○13番（清水和弘） 私も、シラスを下に敷いて真砂土っていうふうな状況にしたら、ちょっと金額が何か調整できるのかなと思うんですけど、そういうことはできないんですか、全部真砂土でやるっていうこと。

○建設課長（松崎信二） 一番いいのは、全部真砂土がいいです。

○4番（沖園強） 今のやりとりで、喫緊の課題だと思うんですけど、過疎債が対象にならない、自前の財源でやるというのであれば、いつときでも早くですね、何か早く対処したほうがいいのかと思います。

○14番（吉松幸夫） 枕崎小学校のことが話になっておりますが、市内8カ所の小中学校があります。そちらのほうもちょっと緊急措置的に検査という形も取っていただけられないでしょうか。

○教委総務課長（山口美津哉） 前回の委員会でも答弁したと思いますけれども、ここ近年、ずっとグラウンド整備については、計画的に実施をしてきておりまして、あと残るところが枕崎中学校のグラウンドもかたい状況でありまして、今後、計画を立てて予算も計上していく予定にしておりますけれども、あと御存知のとおり、桜山中学校の水はけの悪い点などありますが、それに加えて今回の枕崎小学校も状況的にはごらんのとおりですので、そのほかについては一定の整備は一、二回ほど終えてきており喫緊の課題ではありませんので、今の3カ所が当面計画的に何らかの対応を考えていかないといけないとは思っております。

○4番（沖園強） 3カ所検討されているようですが、最優先的に枕小をしたほうがいいのかと思いますよ。

○12番（東君子） 決算報告書123ページの子ども・子育て支援交付金なんですが、これの内容を教えてください。

○福祉課長（山口英雄） 子ども・子育て支援交付金と申しますのは、平成27年から子ども・子育て支援新制度というのが始まりまして、それに基づいて各自治体が行う事業に対する国からの交付金でございます。

子ども・子育て支援交付金として、どのような事業が交付対象になっているかといいますと、例えば放課後児童クラブとか、病児保育事業とか、一時預かり事業だとか、子ども・子育て支援制度のメニューに掲げた事業に対する交付金でございます。

○12番（東君子） 少子化が大変問題になってますけど、子供を産む前にですね、産前産後、これで多くの女性は悩むんですね、というのが、これは実際うちのケースなんですけど、東京にお嫁さんがいて出産予定日のキャンセル十何人待ちということですのでごく困ったところを森病院のほうに相談をしまして、そして受け入れていただいて大変枕崎には感謝しているんですが、やはり今の家庭の中の状況が変わって、以前みたいに、産前産後をゆったりと過ごせて赤ちゃんを産むことが、今なかなかできなくなっているんですね、さまざまな家庭の事情で。

当たり前のように、自分のお母さんが面倒を見てくれたところが、フルタイムで働くとか、あと家庭の中の環境が大きく変わって、そんなのちょっとうちでは無理だよとか、そうなったときにですね、せっかく授かった命が産まれないということもあり得るので、この産前産後に本当に力を入れていただきたいなと思います。

こういうところでですね、ぜひお金をたくさんかけていただいて、安心して赤ちゃんが枕崎で産めるということになれば、どこに引っ越しをしようかなっていうとき、枕崎が子育てしやすいよっていうことで、若い人たちの人口もふえたりとかすることもあると思うので、ここは絶対力を入れていただきたいなと思いました。

○福祉課長（山口英雄） 12番委員の御意見につきましては、こちらのほうも令和2年から始まります次期子ども・子育て支援事業計画の中でも、さまざまな子育て世代の支援策というの盛り込んでいきたいと考えておりますので、その中で十分検討させていただきたいと思います。

○12番（東君子） 実際、よその自治体でですね、ニュースで見たんですけど、そういう女性

たちがゆっくりと産前産後を過ごすためのちょっとした施設をつくったところ、すごく若い人たちがふえて、ゆったりと赤ちゃんが産めたっていう事例もありますので、どうしてもですね、箱物とか企業とか、そういうところを考えがちですけれども、こういう支援とかに力を入れるっていうところも、これから枕崎が発展していく上で、とっても重要なことではないかなと思います。

また、若い女性たちの意見もたくさん取り入れていっていただきたいと思います。

○健康課長（田中義文） ただいま委員がおっしゃったとおり、枕崎市としても子育て支援に力を入れるということで、安心して子供を産み、育てる環境をつくるために、産後の母子の支援のための産後ケア事業を実施しております。

これも、他市に先駆けて本市で実施しているところですので、今後ともさらにそういう産後ケア事業等がより利用されるような環境をつくっていききたいと考えているところです。

○12番（東君子） あと、やっぱり赤ちゃんを産むって物すごくお金がかかります。それで、やっぱり祝い金とか、ちょっとこれとは外れますけど、そういうのも考えていただきたいなというふうに思います。

○11番（永野慶一郎） 子育てに関連しまして、報告書の138ページに不妊治療費助成事業がございますが、29年度が31万1,608円に対して30年度は96万6,000円、決算額で前年度と比べると3倍ぐらいにふえております。

私、再三、周知をしていただくようお願いをしてあります。大分浸透してきたのかなとちょっと感じてるんですけども、実際、先々月私の知ってる人からもうれしい報告がございまして、不妊治療をしてですね、無事に出産しましたということで、この助成事業もちゃんと利用させていただきましたという御報告もございまして、大変うれしい報告もあったわけですけども、以前から市内の病院とかにも通われてる方も多みたいですよということで、私、課長にもお願いをして、枕崎市だけじゃなくて、県内の病院のほうにもですね、枕崎市ではこういった制度がございましてという周知をしてもらえませんかっお願いを何度もしてるんですけども、現在、その周知状況っていうのはどういう形になってますか。

○健康課長（田中義文） 不妊治療につきましては、実績で、委員がおっしゃるとおり、昨年に比べて3倍ぐらいにふえております。

これまでも申し上げてきましたように、県が行う不妊治療の上乗せ補助でありますので、基本的には加世田保健所等で申請された方が、さらにこちらに申請される場合が多いですので、それらにつきましては、加世田保健所に随時御連絡をいただくように、そして、こちらに申請するように紹介していただくことと、本市の森産婦人科はもとより有馬産婦人科であったり、鹿児島市内の医療機関にもチラシを置いて周知が図れるように取り組んでおります。

今後とも、さらに必要な方が利用できるように環境を整えていきたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） この助成事業費がふえていけばいくほど、イコール妊娠につながるかどうかはわかりませんが、やっぱり手助けになっているんだなっていうのが実感できますのでですね、こういった意味で支出がふえるかもしれませんが、ふえていくちゅうことは、大分出産に向けて頑張ってもらってる方の負担も楽になる。

そしてまた、人口の増にもつながっていくことですので、引き続き、そういったところの周知をお願いしておきます。

それから、今度は子供を産んだ後の件で、133ページの病児・病後児保育事業補助、病児対応型でこれ市立病院ってあるんですけど、これカンガルーのポッケのことだと思うんですけど、去年の利用者が200人に対して、ことしは約1.5倍の309人に利用者がふえてますが、金額は733万8,000円に対して750万ですから、利用される方は多かったが執行されたお金は少なかったということ、これどういう要因ですか。

○福祉課長（山口英雄） 病児・病後児保育事業補助の病児対応型は、決算報告書に書いてあり

ますとおり、市立病院でございます。

この病児・病後児保育事業につきましては、200人以下だったら補助基準額が幾らに、201人以上は何百人までが幾らと補助基準額がそういった段階で設定されておりますので、それにいたがいて、平成30年度は利用者が200人を超えましたので、補助基準額は751万円程度になったということでございます。

○4番（沖園強） 今の説明で、利用者239人、利用者309人、市立病院と妙見保育園が出てるんですが、この地方創生総合戦略審議会資料の19ページなんだけど、30年事業ですよ、非常に実績が上がってるもんだから、私記憶にあったもんだから、今、開いたんですけど、この差は何なんですか。

市立病院のほうは、ちょうど合致しよって体調不良児の部分で延べなんですか、どっちなんですか。

○福祉課長（山口英雄） その数字について、私も今、御指摘があって気がつきましたので、時間をかけて調べないとわからないかと思えます。

○13番（清水和弘） 136ページなんですけど、この生活保護総務費、生活保護基準見直し等に伴うシステム改修業務委託料に270万円が掲載されてますけど、この内容についてどうなんですか。

○福祉課長（山口英雄） この生活保護基準見直しに伴うシステム改修業務につきましては、生活保護基準額は5年ごとに見直しが行われます。

たしか昨年の生活保護基準見直しでは、都市部の独居高齢者のほうが若干減額になるというような改正じゃなかったかと思えますけど、そういった生活保護基準額の見直しに伴うシステム改修を実施したものでございます。

○13番（清水和弘） 生活保護世帯が少なくなってますよね、百八十何名ですか、こちらの独居老人ということだが、枕崎には関係してないわけですよ。

○福祉課長（山口英雄） 生活保護基準の見直しというのは、全国的に当然適用されるわけですが、昨今、議会でもたしか答弁したと思えますけれども、本市につきましては、引き下げじゃなくて、どっちかという若干引き上げの傾向にあったかと思えます。

○13番（清水和弘） 何を引き上げるんですかね、今、若干引き上げの方向に言われたけど。

○福祉課長（山口英雄） 生活保護基準額につきましては、例えば生活扶助費につきましては、本市の場合は3級地1というタイプになりますけど、その都市のタイプによりまして、一月の最低生活費がどれぐらいという積算がされ、国から基準額が示されるわけです。

昨年、国が5年に一遍の生活保護基準額の見直しをしましたが、その中で出された見直しの傾向として、都市部の場合は生活保護基準額は引き下げの傾向が強いということだったですけれども、過疎地域とでは引き下げの影響が少ないと、逆に維持ないし若干改善っていうかそんな感じだったと私は記憶しています。

○13番（清水和弘） 最近、生活保護世帯が少なくなっているという現象をこの前言われましたけど、その原因ってというのはどういうことですか。

○福祉課長（山口英雄） 決算報告書の137ページをごらんいただければ、ある程度おわかりになるかと思えますけど、原因別保護廃止の状況ということで、就労開始で6世帯、死亡が6世帯で、社会保障給付金の増3世帯となっておりますけれども、当然ながら生活保護世帯に対しましてケースワーカーは、なるべく自立した生活ができるようにいろいろ支援をします。

その結果、安定的な就労についたことで生活保護が廃止になったというケース、それから年金の受給年限が25年から10年に引き下げられたこともありまして、年金を受給できる方がふえました。そういったこともありまして、生活保護世帯が減少していると分析しております。

○13番（清水和弘） 123ページの諸費っていうところで、障害者自立支援給付費等とありますけどね、私が聞くところではこの自閉症とかいうのは、枕崎にとってはどのぐらいいるんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 自閉症というお尋ねですけど、発達障害だったり、何らかの障害を持っていらっしゃる方がどれだけいるかということについては、正確には把握は困難です。なぜかと申しますと、そういった方々はどちらかというと、身内の方は隠したがる傾向がございますので、私どもが把握できている範囲ってというのは障害サービスを利用している方だけですが、障害サービスを利用できるような方でも、なかなか利用につながっていないという方も多いかと思しますので、今の御質問の何人ぐらいいるかということについては、こちらではなかなか把握は困難だと思います。

○13番（清水和弘） 私は、自閉症って思ったんですけど、自分の親と一緒に住んでいて親が亡くなったんですよ。今度はその兄弟のところも収入がないもんだから、生活費を無心に来て、それで私に相談に来たんだけど、私が間に入ったけど何もしゃべってもらえなくてですね、本当困って私もどうしたらいいんだろうかと思って、午前中一言もしゃべらなくて、兄弟の人にもう俺の力は限界だからっていうことで帰ったんですよ。

だから、そういう人がまだ枕崎にもいるんじゃないかと思って心配になったんですよ。こういう人は黙ってるけど、いざとなった場合、今度はすごい暴れたりですよ、そういうのが私は心配になったんですよ。そういうのは把握しとったほうがいいんじゃないかと思って、今こうして質問をするんですよ。すごく怖いですよ、ああいう人たちってというのは。

○福祉課長（山口英雄） 私どもも把握できればと思うんですけども、なかなかどういった調査をしても、そういった方は恐らく世間とのつき合いを閉ざして、誰ともつき合わないとか、そういった傾向にある。あるいはその身内の方々もそういった方がいるとは言わないとか、そういったことで情報をなかなか得る手段が難しいのかなとは思っています。

私どもは、例えば民生委員とか、地域により根差した方々、地域の情報を御存じの方々を通じてそういった情報把握には努めているところですけども、今後ともできる限り把握には努めていきたいと考えています。

○13番（清水和弘） そういう状況の人はですよ、障害者とか何か認定はされるんですか。

○福祉課長（山口英雄） その人の状況によりますので、引きこもりなのかそれとも何かの障害的なものがあるのか、そのケースによって違いますので、一概には言えないと思います。

○8番（吉嶺周作） 先ほどの13番委員の生活保護についての関連なんですけれど、この前年度と比べて20人ほど保護者が減少いたしまして、人口1,000人に対する保護率も枕崎市は10.8%、鹿児島県が18.9と保護率はすごく少ないんですけど、これがいいのか悪いのかはわかりませんが、この生活保護から障害年金1級、2級とかありますよね。ここの入院とか、そういったところで、精神病の人たちも保護状況の推移の上に乗ってるんですけど、227名のうちの半分が精神っていうところになってるんですけど、報告書の137ページですね。その生活保護を受給している方からの障害年金への移行というのはあったんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 生活保護を受給されている方で、障害年金を受給可能ではないかと思う方については、当然こちらのほうでも確認した上で障害年金の受給申請に結びつけております。

○8番（吉嶺周作） すると、この前年度より20名減った中にも入っているということになりますよね。この移行した人数とかわかりますか。生保から障害年金へ移行された方の人数。

○福祉課長（山口英雄） 決算報告書の中に、社会保障給付費の増ということで3世帯3人生活保護廃止としてありますけれども、申しわけありませんが、障害年金を受給したことで生活保護から抜けられたとかっていう個別なことについては、今、資料を持ってませんのでここではお答えはできかねます。

この3世帯3人は、先ほど申しました年金の受給要件が25年から10年に加入期間が短縮された、そうしたことに伴う受給権が生じたり、年金の遡及受給とか、そういったもので、この3世帯は生活保護を廃止になったものと思われます。

○8番（吉嶺周作）生活保護が廃止になったんですか、それとも年金プラス扶助費というような形で言ってるんですかね。

○福祉課長（山口英雄）この決算報告書の137ページにある分については、結局、廃止された世帯として書いてありますので、そのように御理解ください。

○企画調整課参事（堂原耕一）先ほど4番委員からの御指摘の中でございました地方創生総合戦略審議会資料19ページ、こちらの病児・病後児保育事業補助の番号で言いますと7番の項目、事業実施内容、体調不良児童対応型妙見保育園の対象児童実績の人数ですが、この資料では923人と表記されておりますが、誤りで、239人が正しい人数となります。

おわびいたしますとともに、該当箇所の資料の訂正をお願いいたします。

○委員長（禰占通男）ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（禰占通男）異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男）挙手多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時23分 再開

△認定事項第2号 平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△認定事項第3号 平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（禰占通男）再開いたします。

これから特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文）認定事項第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、認定事項第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

平成30年度の当初予算は36億8,842万1,000円で、平成29年度と比較して約16.5%の減となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は38億3,348万3,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額37億0,429万2,000円に対し、収入済額36億4,573万円となり、不納欠損額が894万3,000円、収入未済額が4,961万9,000円となりました。

歳出につきましては、予算現額38億3,348万3,000円に対し、支出済額36億3,007万4,000円で、不用額が2億0,340万9,000円となり、歳入歳出差引額は1,565万6,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。報告書の10ページをお開きください。

歳入につきましては、平成30年度の制度改革により、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の各費目が廃止となっています。

国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に、11ページをお開きください。

県支出金につきましては、平成30年度の制度改革により、保険給付費等交付金が新設されております。

保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額27億7,894万2,000円に対し、25億9,394万4,781円の交付となりました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で1億0,982万4,000円の交付となりました。

次に、12ページをお開きください。

他会計繰入金につきましては、予算現額3億4,642万9,000円に対し、2億9,406万9,989円の繰り入れとなっており、平成29年度と比較して1,925万9,439円の増となっています。増となった主な理由は、税率改定等に伴う保険基盤安定繰入金1,881万9,439円の増などによるものです。

繰越金につきましては、予算現額8,817万円に対し、8,817万0,742円となりました。

歳出の主なものについて申し上げます。14ページをお開きください。

歳出につきましては、平成30年度の制度改革により、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金の各費目が廃止となっています。

歳出の構成比につきましては、保険給付費71.8%、国民健康保険事業費納付金22.4%で、合わせて94.2%を占めています。

このうち、保険給付費につきましては、26億0,792万6,457円の支出で、平成29年度と比較して一般被保険者の療養給付費は1.0%の増、療養費は11.4%の減、高額療養費は1.6%の増となっています。

退職被保険者等につきましては、療養給付費37.9%、療養費83.1%、高額療養費18.9%と被保険者数の減少に伴い、それぞれ減となっています。

これを被保険者1人当たり療養給付費で比較しますと、平成29年度より一般被保険者が2.6%増の36万4,012円、退職被保険者等が89.0%増の64万4,957円となっています。

また、年間平均被保険者数は、一般被保険者が平成29年度より98人減の5,996人に、退職被保険者等が90人減の44人に、全体では188人減の6,040人となりました。

次に、15ページをごらんください。

平成30年度の制度改革により、国民健康保険事業費納付金が新設されております。

これは、市町村が支払う保険給付費の全額を県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として県が市町村から徴収する納付金であります。

県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。

平成30年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.28となり、医療給付費分として6億0,032万4,045円、後期高齢者支援金等分として1億5,808万3,003円、介

護納付金分として5,412万5,809円の合計8億1,253万2,857円を納付しました。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として、1,754万5,258円を支出しました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として716万0,035円を支出しました。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する嘱託員2名によるレセプト点検や、看護師嘱託員による重複受診等訪問指導のほか、平成28年度から実施している糖尿病重症化予防事業や、平成30年度から新たに実施しました外部委託による特定健診未受診者勧奨事業などに要する経費として、1,007万7,698円を支出しました。

最後に諸支出金につきましては、保険税還付金93万2,300円、還付加算金4,000円、償還金7,417万7,446円、直営診療施設勘定繰出金229万5,000円の合計7,740万8,746円を支出しました。

○税務課長（神園信二） 私のほうからは、平成30年度の国民健康保険税関係について御説明を申し上げます。

決算報告書の10ページをお開きください。

平成30年度の国民健康保険税は、当初予算におきまして、現年課税分4億9,493万6,000円、滞納繰越分1,640万9,000円、合計で5億1,134万5,000円を計上いたしました。

年度中の補正につきましては、6月に行いました税率改定に合わせまして、現年度課税分について2,302万6,000円を増額しまして、現年度課税予算額を5億1,796万2,000円とする補正を行っております。これによりまして、平成30年度最終予算現計は現年度分、滞納繰越分合計で5億3,437万1,000円となります。

収入済額につきましては、現年課税分が5億3,866万3,667円、滞納繰越分が1,492万5,476円、合計で5億5,358万9,143円となりまして、予算現額に対しまして1,921万8,143円の増となりました。

調定額に対する収納率につきましては、現年課税分が97.5%で対前年度0.2ポイントの上昇、滞納繰越分が25.2%で対前年度同率、全体では90.5%で、前年度より1.4ポイント上昇し、県下19市における収納率の順位は、引き続き1位を継続できたところでございます。

今後におきましても、厳しい納税環境の中ではございますが、税負担の公平という観点から、滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮小と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康課長（田中義文） 次に、認定事項第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

報告書の1ページをお開きください。

平成30年度の当初予算は3億2,603万9,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は3億3,125万2,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額3億2,816万8,000円に対し、収入済額3億2,767万5,000円となり、不納欠損額9万1,000円、収入未済額が40万2,000円となりました。

次に、歳出につきましては、予算現額3億3,125万2,000円に対し、支出済額3億2,536万8,000円で、不用額が588万4,000円となり、歳入歳出差引残額は230万7,000円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。報告書の9ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億0,959万9,648円の繰り入れとなりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。11ページをお開きください。

総務費は事務経費として、435万4,376円を支出しました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億1,306万6,370円と、基盤安定負担金1億0,670万6,648円を納付しました。

○**税務課長（神園信二）** 平成30年度の後期高齢者医療保険料に関しまして、私のほうから御説明を申し上げます。

9ページにお戻りください。

平成30年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰越分合計で予算現額2億1,426万6,000円に対しまして、収入済額は2億1,248万5,361円で予算現額に対しましては、178万0,639円の減ということになりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が99.9%で対前年度比0.2ポイント増、滞納繰越分が68.2%で対前年度比9.8ポイント減となりまして、全体では99.8%、対前年度比0.2ポイント増となっております。

今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○**健康課長（田中義文）** 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○**委員長（禰占通男）** ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○**13番（清水和弘）** 国民健康保険税の歳入の10ページ、不納欠損が894万2,956円、これについてちょっと説明をお願いします。

○**税務課長（神園信二）** こちらにつきましても、一応、不納欠損の内訳というところで、30年度、29年度比較で決算書には出しておりますけれども、この詳しい内容につきましては、何年度分からの発生債権なのかということにつきましては、監査意見書の21ページ中段の不納欠損処分の内訳で年度別、理由別に掲げてございます。

ごらんをいただきましたとおり、30年度につきましても、117件894万2,956円ということで、その不納欠損の要因につきましては、死亡者に係るもの、所在不明に係るもの、生活保護の受給に係るもの、納付能力なしと判断をしたものと仕分けをしているところでございます。

○**13番（清水和弘）** 生活保護受給世帯というのは、医療補助とかこういうのはあるわけなんでしょう。これはどうなるの。

○**税務課長（神園信二）** 生活保護になった場合には、医療扶助ということで、生活保護の開始後は、生活保護の医療扶助のお世話になるわけです。

ところが、生活保護になる前というのは、国民健康保険に加入されて国民健康保険税の負担義務は負っておりますので、滞納をされていたというケースで、生活保護の受給により3年たったとしても、生活保護から抜け出せないというか、自立ができていないと。

このまま生活保護のお世話になり続けるということになったときには、3年経過しても担税力が回復していないということで、以前の分については、不納欠損をするという流れでございます。

○**9番（立石幸徳）** 国保のほうの課長説明の中で、ちょっとまだ理解できなかった部分を二、三、ちょっと確認かたがた。

歳入になるんですが、昨年6月議会で大きな税率改定があって、それを受けて保険基盤安定制度が影響を受けて、その関係でこの繰入金が発生した。これはどういう仕組みになるんですかね。いわゆる保険基盤制度の7割・5割・2割軽減分が税率改定とどういう相関関係を持つんですか。

○健康課長（田中義文） 昨年6月に提案をいたしまして、議決をいただいた税率改定なんですけど、税率改定の内容が県の運営方針に基づいて算定方式を、それまでの資産割を含めた4方式だったものを資産割をなくして3方式に移行するのと合わせて、税率そのものを引き上げるという内容の税率改定であったわけですが、税率改定を行ったことによって、所得割を除く均等割と平等割の応益割部分が基盤安定繰入金の対象になるものですから、税率改定によりまして増額になっております。

基盤安定繰入金は、低所得世帯に対しては軽減が行われるわけですが、その軽減に対する繰り入れ制度となっておりますので、応益割部分が拡大して、金額がふえたことによって、必然的にこの基盤安定繰入金もふえるという関係になります。

○9番（立石幸徳） 大体は12ページに書いてありますのでわかったんですが、もう少し正確に応益割が拡大した、そのいわゆる7割・5割・2割それぞれの軽減分はどういうふうに拡大したんですか。

○健康課長（田中義文） 済みません、今手元にある数字が当初予算時点の金額と決算額との…

○9番（立石幸徳） 説明中ですけど、30年度当初はまだ税率改定してないわけでしょう。何で30年度当初が問題なんですか。30年度当初と税率改定後を比べるちゅうことですか。

○健康課長（田中義文） 30年度当初と税率改定の比較をしたときに、1,600万円増にはなっております。それぞれの7割・5割・2割の金額のお尋ねということですかね。

○9番（立石幸徳） まず、7割・5割・2割の対象人数は、その税率改定では何か変わる要素がありますか。

いわゆる7割・5割・2割というのは、所得の金額、非課税世帯とか、ちょっと金額は覚えてませんが、何十万以上がと年々変わりますからね。それだけが7割・5割・2割の対象ですよ。そうすると、昨年に行った当初時点と税率改定後では、その対象人数は変化なし。

○健康課長（田中義文） 対象人数は、税率改定によって増減するということはありません。

○9番（立石幸徳） ないですよ。そうしますと、額が変わっていくわけですか、軽減額。

○健康課長（田中義文） 応益割部分の金額がふえたことによって、2割・5割・7割の軽減額が基盤安定繰入金の基礎になりますので、その分が増加いたします。その差額が、先ほど言いました1,600万程度ふえたのかなと考えているところでございます。

○9番（立石幸徳） これは、税率改定時にそういった見込みちゅうか、予想はされて改定時の予算審査ではそういった説明はなされたですかね。

○健康課長（田中義文） 昨年6月議会におきましても、1,923万7,000円の増が見込まれるということで御説明をしたと記憶しております。

○9番（立石幸徳） それから、高額療養の関係、30年度中は何か制度改正があったんですかね。国のほうで高額療養制度の見直しが言われてたんですが、私もはっきり高額療養見直しはなされたかどうか、ちょっと定かじゃないんで確認しているんですけど。

○健康課長（田中義文） 制度改正によって、その限度額が変更になったかどうかということのお尋ねですかね。

○9番（立石幸徳） 限度額ちゅうか、要するに制度の中身ですよ。私もわかっと思って聞いてるんじゃないかと、とにかく近年、この高額療養制度を見直し限度額というより、限度額以上は、一定の上限額を超えた場合は、公的医療機関から医療保険から支給をするという仕組みですから、その限度額は変わったんですか、高額医療制度の。

○健康課長（田中義文） 限度額が若干引き上げられているそうであります。

○9番（立石幸徳） 引き上げられた。私がここに持ってきている資料ではですよ、70歳以上の現役世帯並み所得者、これが自己負担の上限額が今までは一律だったけど、課税所得で3つに

分かれて、それぞれ690万以上、380万円以上、145万以上ということで3区分でその上限額を決めているみたいですね。だから、この制度はもう30年度に施行されていますかね。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、区分が細分化されておりますので、若干その被保険者世帯の負担がふえております。30年8月から実施されております。

○9番（立石幸徳） そうですよ。不確かなところを今確認させていただきましたので、ただ、さっきから言うように、30年度は何といても6月議会で大きな税率改定をした。この改定がどういう結果、どういう決算に終わったかっていうのはですね、やっぱりきちっと検証しておかなきゃならんと思うんですけども、まず大きくその税率改定時に財源不足が大体6,000万ぐらいあると。

それで、一遍に6,000万を改定で穴埋めすると被保険者に激変っていいでしょうか、大きな影響がいくんで、去年の場合は半分の3,000万を税率改定で確保したいと、結果、先ほどからの説明でいくと2,300万が増になったちゅうことになるんですか。

○健康課長（田中義文） 昨年、委員がおっしゃるとおり、6月議会におきましては、国保税の不足分が6,000万程度あったもんですから、その2分の1を確保するために税率改定を実施いたしました。

結果として、今、決算で上がってきている金額は、国保税そのもので約4,200万円増額となっております。これは当初予算との比較です。

そして、それに、先ほど申し上げました基盤安定繰入金金の増加分が1,600万程度ですので、合計いたしますと5,800万の増収になっているところですよ。

税率改定したときは、30年度の当初予算の数字を用いているいろいろシミュレーションした結果、あのような税率になったわけですけども、その後の所得の伸びとかで増加していると税務課から聞いてるところでございます。

○9番（立石幸徳） 税務課のほうもちょっとその3,000万、大体見込んでいたのは4,200万、国保税で。この辺の経過といいましょうか、どういうことでこういう結果になったのか説明をいただきたいと思います。

○税務課長（神園信二） 6月の税率改定の時点では、最終的に市民の皆さんの所得状況は確定しない見通しの状況で、税率改定をさせていただいたわけです。

その後、私どもが見通しておりましたのが、平成28年から29年にかけて、市民の皆さんの対前年度比の所得のほとんどが給与所得でこれが大きな比率を占めまして、あと年金所得等も大きな比率を占める場所なんですけれども、ここは28から29にかけて、給与所得が対前年度84.7、年金が対前年度94.0という伸びしか示してなかったということで、厳しく所得の状況も見込んでたわけなんですけれども、実は平成29年度から平成30年度にかけてのところを見てもみますと、給与所得は若干全体的にも上がっております。

年金所得につきましては、全体所得は若干の減少となっておりますけれども、給与所得について一人一人の所得の積み上げになりますので、その一人一人の所得に割り戻して比較をいたしますと、給与所得で対前年度100.1%伸びてきたという状況があります。

年金が、28、29対前年度で94程度という話をしましたけれども、これを個々の年金所得で割り込んで比較をしますと、29、30が対前年度99.7、前年並みを維持してきたというところが大きな要素でございます。

この辺のところ、私どもが市民所得を税率改定のときに厳しく見てたところが若干伸びていた。厳しく落ち込むだろうと思っていたものが維持をしてきたという状況がありまして、先ほど健康課長が申し上げたような状況にあったということで、実際に賦課したところ、そういう状況になったということでございます。

○9番（立石幸徳） 所得にしても国保の場合、それこそ医療費という非常に不確定要因があっ

てですね、余り先のことを言うと、また何が起きるかわからないんで、それこそあくまでも予想、見通しなんですけど、そうしますと、前回の税率改定時に健全化期間内の中で、再度税率改定をしなければならぬということにはもうはっきり明言されたんですが、今のこの状況からいくと、そういうことについては、まだどうするというのは庁内では協議してないんですか。

○健康課長（田中義文） 昨年6月に、税率改定を実施するに当たって、庁内で国民健康保険事業安定化対策委員会を数回開催いたしまして、そういう議論を重ねて実施をいたしました。

今年度の当初予算編成に当たって、令和元年度に税率改定を実施するかということにつきましても、ことしの1月に安定化対策委員会で協議をしております。

その中で、庁内委員の皆様にも国保の実態の共通認識を図っているわけですが、先ほど委員が言われたように、今後、あと少なくとも1回は、35年度までに税率改定を実施しなくては、この6,000万円が解消できないという御説明をしたところでございます。

ただ、今現在、結果として6,000万不足していた部分が5,800万程度、この国保税と基盤安定繰入金で補填された形になっておりますので、今現在ではですね、今後、35年度までに再度税率を上げないといけないという問題については、30年度の国保の財源不足だけで申しますと、一旦は解消されているのかなと考えております。

しかしながら、これまでも申し上げてきましたように、あくまでも30年度分については、前期高齢者交付金の精算の関係で事業費納付金が減額になっている部分がございますので、その分が今年度4,000万程度前期高齢者分の精算が減り、そしてさらにはそのほかの分も合わせて7,000万程度財源不足がふえている状況でありまして、前期高齢者交付金の精算の減額分というのが令和2年度から全くなくなりますので、今年度ですらも今、1,700万程度その分で減額になっておりますので、30年度の国保税の財源不足分については、一旦は解消されているのかなと考えられますが、今年度、そして来年度の財政状況の推移を慎重に見ていかないといけないと考えているところでございます。

○9番（立石幸徳） それで、いろんな変化要因があったにしても、とりあえず健康課としては、前々から言ってるその健康づくりを中心に、この医療費抑制といいたしでしょうか、とにかくその部分には、基本的にずっと一貫した取り組みをせんといかんわけですけどね、30年度の決算でその医療費の部分は、さっき指数が1.28でしたか、これはその見通し、あるいはこれまでの実績からいくと、どういうふうを考えればいいんですかね。

○健康課長（田中義文） 医療費指数は、2年前から3年間の平均の指数でございますので、ことし、仮に医療費が下がったとしても、影響が出るのは2年後以降となります。どうしても医療費の問題というのは、長いスパンで考えていかざるを得ないのかなと考えております。

そうはいつても、今、1人当たり医療費が伸び続けている現状でございますし、30年度の医療費につきましても、県内19市中3番目と速報値で出されておりますので、（「3番目に高いほうですね」と言う者あり）高いほうから3番目ですね、昨年が5番目ということですので、医療費の抑制に向けては、今後とも力を入れていかなければいけないと考えているところです。

○9番（立石幸徳） それから、一番大きいこの納付金の関係なんですよ。納付金ちゅうのは本市だけで算定ができるものじゃなくて、県下全体の医療費の動向ちゅうのが関係してくるわけですよ。

その県下全体の動向っていうか、その辺についての把握、要するに枕崎市もちろん医療費を健康づくりに頑張らんといけんけど、今度の制度改正で鹿児島県全体がそういう医療費抑制のための努力をせん、いくら本市だけが頑張っても他市との比較では安いかもしれませんけど、総体が上がれば枕崎も上がらざるを得ないわけだから、その辺については、検討のいろんな連絡はどうなってるんですか。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、県全体の医療費を後期高齢者支援金とか、介護納

付金も合わせてですけれども、県全体の医療費を各市町村で按分するという制度になっておりますので、この県全体の医療費も下げないといけない、そして枕崎市の医療費も下げないといけないという、この2つを取り組んでいかないといけないと考えております。

県の取り組みにつきましては、これは保険者努力支援制度の中でも県に対する交付金というのがありまして、県としても全国の都道府県の順位とか、金額とかいうものは、非常に注目しているので、県としても下げなければ、やはり国から指導を受けるという状況ですので、県の運営方針に沿って医療費適正化部会の中で、43市町村の代表がそこでいろいろ協議をして、県全体で医療費を抑制する取り組みを進めているところでございます。

その中で、糖尿病の重症化予防事業とかを含めて、各市取り組んでいる先進的な取り組みについて、県内みんなでも共有しながら進めていってるという状況でございます。

○9番（立石幸徳） 取り組みの気持ちというか、意思はもうそのとおりでなんですけど、実際、その30年度実績で県の医療費全体額はどういうふうに変ったんですか、それはもう集計してるんじゃないですか。

○健康課長（田中義文） 速報が県から流れてくるんですけれども、鹿児島市を含めた19市の1人当たり平均が45万3,692円ということで、29年度と比較して1.6%ふえてる状況でございます。

○9番（立石幸徳） それから、納付金の関係はあと介護分、後期分あるわけですよね。

この関係では、その税率改定の中では、本市の場合、改定の際の見通し、結果としてはどういうふうに出てきたんですかね。

○健康課長（田中義文） 先ほど申し上げた税率改定の国保税の効果額4,200万が医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の合計額でございます。

○9番（立石幸徳） だから、その明細ですよ。合計額を言っても介護分、後期分の動きちゅうか、動向はわからないんじゃないですか。全体でそうですちゅうんじゃないくて、介護分、後期分それぞれどうだったのかということですよ。

○税務課長（神園信二） 支援金分について申し上げます。

税率改定時に見込んでおりました、均等割を納めるであろう者というところが3,933世帯、被保険者が6,183人と見込んでいたところが、年度末に実際、均等割を納めていただきましたところ、年度末時点で均等割を納める者が4,190世帯、被保険者数が6,495人という状況となり、また所得割を納める者につきましては、税率改定の時点で世帯数が2,260世帯、被保険者数としまして2,622人であろうと予測してたものが、年度末では2,437世帯、被保険者数は2,855人ということで、いずれも現状で増加している状況です。

○9番（立石幸徳） 途中でですけど、要は前言った4,200万の国保税の増収があったと。その4,200万の税収増は、医療費分が後期、介護の部分ではそれぞれ幾らずつ増収になってるのか、そこが一番肝心なところじゃないんですか。

○健康課長（田中義文） 増収部分の医療分、後期分、介護分を申し上げます。

医療分で、現年度分の一般と退職分の当初予算と決算の比較の金額を申し上げますと、3,940万9,809円となります。後期高齢支援金分が430万5,991円、介護分が1万1,807円で合計4,372万7,607円と、先ほどの金額とは若干合いませんが、これは滞納繰越分の増収分があると考えております。

○9番（立石幸徳） 介護分については、当然、これは40歳以上の、いわゆる第2号被保険者ってということで、国の社会保険診療報酬支払基金のほうからの計算で示されたものが来て、その分をこっちが払うちゅうことで、今1万1,000円ち言ったけど金額的な変動といいましようか、起こり得ない、そういうふうに理解すればいいんですか。

○健康課長（田中義文） 以前は、直接支払基金に納めていたんですけれども、制度改正後は県

のほうで県全体の金額を集計いたしまして、それを各市町村に按分をいたします。

しかしながら、その事業者納付金に一番大きく影響を与える医療費指数というのが、介護と後期高齢支援金分はありませんので、各市町村、均等に納付する制度になっております。

○9番（立石幸徳） 大半が、その増収部分、医療費の部分だということになるんですけども、医療分ですね、医療費って言うより。

制度改正と税率改定の影響ちゅうのは、大体つかめたんで、あと細部を言うとかかなり長くなりますので、以上で質疑を終わりたいと思います。

○13番（清水和弘） 30年度事業の成果というところで質問しますけど、この後発医薬品の利用状況というのはどうなってるんでしょうか。

○健康課長（田中義文） 後発医薬品の利用状況につきましては、7月分のデータが最新のデータになりますけれども、本市におきましては、数量シェアで85.4%となっております、着実に増加しております。

23年度から制度が始まってるわけですけども、そこから一月当たりの影響額というのは、690万5,800円程度と計算されております。

○13番（清水和弘） 被保険者というのは、6,040人になってるの。これは、この退職者の人も入れて6,040人ということ。

○健康課長（田中義文） 退職者が今、年間平均では44人ということで、合わせての人数でございます。

○13番（清水和弘） このうちの85%がジェネリック医薬品を使用しているということなんですか。

○健康課長（田中義文） 国保加入者の方々が、医療機関でもらっている薬の中で、ジェネリックに変更できる薬を処方されてる方が、実際にジェネリックを使っている割合が85.4%ということで、その人数の割合ではないということです。

○13番（清水和弘） 人数の割合でないのならですよ、もうちょっとこの利用促進するために、この6,040人ですか、この方々にも声をかけたほうがいいんじゃないですか。そういう考えはどうなんですか。

○健康課長（田中義文） 85.4%というのは、以前から申し上げておりますけれども、政府の目標の80%も既に超えているところです。

ただ、国保保険者としては、やはり100%を目指すべきだと思うんですが、なかなか被保険者本人の意向であったり、ジェネリックにかわれない理由があるのか、あと医療機関の先生方全員が理解されているかというところまで把握が難しいもんですから、私どもとしては85.4というのは高い水準にあると思うんですが、そういうところをできる限り把握をして、さらに率が上がるような取り組みを行っていきたく。

今も国保連合会に委託して、ジェネリック、後発医薬品の差額通知を定期的に発行しておりますので、そういう取り組みに加えて何かできるのか検討していきたいと考えております。

○13番（清水和弘） この医療費適正化特別対策事業の中で、レセプトチェック嘱託員が2名となってるんですけど、以前、私も県の資料で調べたとき、枕崎のレセプトチェックの効果が大幅悪かったんですけど、現在何%ぐらいになっとるんですか。県が調べたやつがあると思うんですけど。

○健康課長（田中義文） 県のほうで一番重要視するのが、財政効果率という項目になるかと思うんですけど、30年度が0.20で29年度の0.18からまだまだ不十分かとは思いますが、昨年度を上回っているところです。

○13番（清水和弘） その部分はですね、県下で一番低かったと私は見とるんですけど、その辺はもうちょっと努力してほしいですね。

それと特定健診受診率、これは事業の成果によると52%見込みとなってる。実際はどのぐらいになるの。

○健康課長（田中義文） 最終的には、11月に国に実績報告をしないと正式な対象者数の確定と受診者数の確定がされないものですが、今の段階では52%はいくのではないかと考えておりますから、昨年の44.4%から8ポイント近くは上がるのではないかと考えているところです。

○13番（清水和弘） 国からの補助とか、この受診率が上がることによって何かあるんじゃないんですか。国からの補助とか何かないんですかね。

○健康課長（田中義文） 保険者努力支援制度が、県に対してと市町村に対しての2つがありまして、その中で市町村に対する指標の一つになっております。

ただ、保険者努力支援制度の影響が出るのが2年後になってるもんですから、昨年上がったからことし上がるということには、なかなかならないんですけど、52%と上がっておりますので、全国の中では上のほうになってくるかと思っておりますので、私としてはもう一段階上がることによって、全国の市の中で日置市といちき串木野市は10番以内に入っておりますので、そういうところに近づけたらと考えているところでございます。

○13番（清水和弘） この健診率で、私覚えとるのは南九州市もですよ、たしか60%近くだったんじゃないかと思うんですけどね。

私が言いたいのは、今、健康課のほうも血圧計を配置してるけど、やっぱり配置するだけじゃなくして、使うように向けていかんんですよ、ただあれを配置してありますとか言うとなんか何の効果もないですよ。そのためには何か努力をやっとるんですか。

○健康課長（田中義文） 血圧計の設置について、私の考えといたしましては、まず設置の段階で事業所に理解していただかないといけないと考えておまして、そのためには各事業所、ほとんど窓口の方はわからないということで、店長であったり、本部に聞いてみると対応されるものですから、できる限り私が直接行って、事業主の方にいろいろ説明して設置している段階でございます。

ほかの業務もあるもんですから、おくれているところですけども、設置すると同時に、委員がおっしゃるように、今度ははかっていたくための取り組みをいろいろやっていかないとけないと考えております。

一般的に、のぼり旗とか、そういうことを今後取り組んでいきながら、さらに取り組みが推進するようなことも考えているところです。

大石教授の提案としては、その血圧計の設置、そして市民がはかっていたくのと並行して、市民全体に子供のうちから普及するために、小学校、中学校、高校での学校検診において、血圧測定を導入していくことであったり、あと市内の特産品に減塩商品を開発して売り出していくとか、あと高校と取り組んで高血圧川柳というのがあらしいんですけども、そういうのに応募するとか、いろんな世代等に取り組みを進める中で、血圧測定が普及するように考えているところでございます。

○13番（清水和弘） 私もどこやったか忘れたんですけどね、どないしてはかるんかっていうおばさんがおって、そういうやつも大きな字で書いてあれば、もっと普及率が高くなっていくと思いますからね、その辺も注意してやってください。

○11番（永野慶一郎） 特定健診の受診率の件で、今、13番委員からもございましたが、ことしは見込みですけど、52%と、ずっと40%台ぐらいで何年か推移してたのが、今回、もういきなり52%ぐらいいくということで、物すごく努力を、そういった努力に対しては感謝を申し上げます。国の目標は60%だったですかね。

○健康課長（田中義文） 60%ですので、また同じく8%上がれば、追いつくという計算にはなりません。

○11番（永野慶一郎） 本市も国に合わせて、とりあえずは60%を目標にということで、今、取り組んでるということでもよろしかったですか。

○健康課長（田中義文） これは、国の指標ということで、全市町村が60%以上を目標に取り組むようにという指導になっています。

○11番（永野慶一郎） 健診率が上がったイコールすぐに医療費の抑制につながるということはどうなのかなと思うんですけど、自分の健康についてやっぱり関心を持ってもらうということも大事だと思うんですね。そういった取り組みが、本当に医療費の抑制にはつながっていくと思います。

4月の土日に地場産業センターで、道路を走ってますと健診駐車場って大きな駐車場の看板が張ってあったのをお見かけしています。土日にもやっぱりこういったことをされて、平日に仕事で受けられない人たち向けにもやってくれているのかなというふうにお見受けいたしました。そういった努力もあって、こういった数字に出てきているのかなと思っております。

また、さらなる受診率アップに向けてですね、そういった取り組みをしていただきたいと、本当にそういった御努力をお見かけしておりますので、そこはもう本当にありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○健康課長（田中義文） 土日も、可能な限り日程に組み入れるようにしております。

実際、あしたとあさっても特定健診が実施されるんですけども、土曜日でもまた実施をするところでもあります。

ただ、この特定健診の受診率が向上したのは、昨年6月議会で提案いたしました特定健診の未受診者勧奨事業を外部委託しまして、受診者の過去の受診履歴を心理分析によって分けて、それぞれに対応した通知を出すということを取り組んでおります。その結果が大きくあらわれたのかなと考えております。

昨年6月議会で議決をいただいて、実際8月から昨年は動いたんですけども、ことしは年度当初から取り組んでおまして、昨年より通知を1回多く出しております。

相手方にとっては、ちょっと迷惑かもしれないんですけど、案内通知も1回多く発送して、今年度も継続してその外部委託事業を取り組んでいきます。

これは、昨年も申し上げましたが、100%補助事業になっておりますので、できることなら来年まで続けたいと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 私の記憶がうつろで、去年だったかな、ことしだったかなと今考えながらだったんですけど、AIでそういった方の特徴を分析して、そういった方に合ったちゅうか、その人の特性をつかんだ何か分析をして、そういう文書を送るということだったんですけども、その効果も出てきているということですか。

○健康課長（田中義文） 人工知能によりまして、それぞれの受診履歴と受診した際の間診票の項目を、AIで分類をして4つの心理分析に分けて、それに対してソーシャルマーケティングの手法を活用して、この心理層にはこういう案内を出したほうがいいというのを取り組んだ結果、このようになっているところでございます。

○11番（永野慶一郎） 助成の対象事業ということで、できる限りそういった助成が受けられるように、的確な解析がされてるんだらうなって今思っただけ聞いておりました。引き続き、そういったものに取り組んでいていただきたいと思います。

○4番（沖園強） 制度改正、税率改定等があって、監査意見書の22ページのほうでお示しいただきたいと思うんですが、保険税率の状況ということで応能益の比率でお尋ねしますが、収入済額、実績で。この税率でそれぞれ応能益は何対何になったんですか。3方式が変わって、その応能益はどう変わったの。

○税務課長（神園信二） 決算ベースで、医療分は応益割合51.79、応能割合48.21、支援分は

応益割合51.99、応能割合48.01です。介護分は応益割合52.65、応能割合47.35というところ
です。

○4番（沖園強） 税率改定のときも大体これぐらいの数値だったかな、たしか51か49だった
ですかね。

○税務課長（神園信二） 医療分は応益が52.47、応能が47.53、支援金分は応益が52.67、応能
が47.33でございます。介護分は応益が53.49、応能が46.51というところでございます。

○4番（沖園強） 大体、応益割合が当初予算ベースからすると、ちょっとへこんだ。軽減分
で、どういった影響が出てるものですか。7割・5割・2割のどういった影響が出てるもの
ですか、この応能・応益割に。

○税務課長（神園信二） 軽減をした部分が、この応能・応益割の比率にどう影響をしたかとい
うことですか。そこまでは計算しておりませんで、最終的にいただいた応能分、応益分とい
うところで数字を報告させていただきましたので、そこまでは計算しておりません。

○4番（沖園強） 県下の状況はどうなっていますか。県全体の応能・応益割の。

○税務課長（神園信二） 全体の平均ということですか。

○4番（沖園強） 平均。5対5に近づけているんでしょうけど。3方式でないところがまだあ
るんですか。

○税務課長（神園信二） 大分多いです。平成30年度の各市の状況でしか私どもも把握をして
おりません。

ちなみに、近隣市で申し上げますと、南さつま市は応能割が48.49、応益割が51.51、南九州
市は応能割が58.10、応益割が41.90、ただいまのは医療一般の分です。

後期の全体が、南さつま市は応能割が48.67、応益割が51.33、南九州市は応能割が58.39、応
益割が48.61、介護分につきまして、南さつま市は応能割49.54、応益割50.46、南九州市は応能
割が58.94、応益割が41.06となっております。

○4番（沖園強） ちなみに、この南さつま市と南九州市は3方式なんですか。

○税務課長（神園信二） 4方式です。

○9番（立石幸徳） 南さつま、南九州については、資産割のほうを段階的にですね、2年、3
年かけてなくすということですから、今の時点で、南九州、南さつまと本市と比較しても参考
にはならないと思いますよね、はっきり言ってですね。

完全に、南さつま、南九州が資産割が全部消えた段階で我が市と比較すればですね、どうい
う状況になるか、その時点でまた教えていただきたいと思います。

それから、別件で、この被保険者の数なんですが、これが3年分出てて28年度の被保険者数
が6,600から6,040と、もう6,000人を割るんじゃないかちゅう状況まで減ってきているん
ですけどね、かつては7,000人台であったと思うんですよ。

なぜ、この国保の被保険者数がこういう形で減少していくのか、当然、それは全体的には人口
減少ちゅうのもあるんでしょうけど、ちょっとこれが非常に目立ってきているんですけど、その
辺の原因については、何か分析されているのかですね。

特に、今回の退職者の分が、どういう動向になっているのかですね、世帯数はそんなに減っ
てはいないんですよ。減ってはいるけれども、その被保険者の数ほどは世帯数ちゅうのは微減
っていいんでしょうか、その辺については、健康課のほうでは将来的には被保険者数はどうなる
というような見通しは持っていないんですか。

○健康課長（田中義文） 正確に答えるのは難しいんですけど、平成28年10月から被用者保
険の基準の拡大が行われ、被用者保険に移行した方が全国では結構な人数が、当時、数字は記憶
してませんが、いたかと思えます。

それが、枕崎市でどの程度いたかというのは、私たちには把握できないんですけども、そうい

ったことと、やはり人口減の影響があるのかなと考えているところです。

退職者医療制度については、26年度でこの制度自体廃止になっておりまして、今は経過措置で5年目になりますから、今年度で基本的には被保険者はゼロになるのではないかと考えております。退職者医療の人数については、そういうものでありますので御理解いただきたいと思いません。

○9番（立石幸徳） いずれにしても、私は税率改定するときもちょっと申し上げたんですけど、やはり何度も言うように、国保の不安定要素ちゅうのは、もう大いにあるんですけども、それでもやはり何らかの見通しちゅうかな、計画を持っていないと、ただ行き当たりばったりで運営をしたんじゃ、また法定外から幾らか持ってこんといかんというようなことになるもんですからね、やっぱりこの一番基礎的なデータの被保険者数とか、大体どういう推移になると、その辺もしっかり見通しを立てとっていただきたいと思えます。

○4番（沖園強） 先ほど、質疑をとられてしまっただけ確認を取り損ないましたので、あえてお尋ねしますが、当初税率改定ときに応能・応益を5対5にできるだけ近づけるという見通しを立てたわけですね。

大体、この当初の計画に見合った推移かなと思っているんですが、どうなんですか。

○税務課長（神園信二） 税率改定ときに御説明したとおりに大体きているのかなと考えているところであります。

○7番（豊留榮子） 国保が広域化になって、本市は4方式から3方式に変わったんですけども、この収納率を見ると、よすぎてびっくり、どのようにしたら県下1位になったんですか、収納率。

○税務課長（神園信二） もうこれにつきましては、徴収担当、今こちらに2人、係長が並んでおりますけれども、こちらの担当職員の努力ということに尽きると思えます。

私が、この収納担当の仕事ぶりを見てみると、よくそこまで生活相談に乗っているなというくらい親切に生活相談に乗りながら、その生活状況を聞きながら納めていただける金額をしっかりと算定して、滞納者の方とよく連絡をとりながらやってるなど、もう一月、二月たまるとすぐにどういう状況ですかと、一月落ちないとどういう状況ですかという連絡を入れて、滞納者の対応をしているというのがまず一つです。

滞納整理係についての滞納に対しての当たり方はそういう形で、まず現年度分をできるだけ納めて完納していただいて、滞納をふやさない工夫を非常に心がけていております。

それも先ほど言った生活相談、どんだけの収入があって、何人お子さんがいて、どういう状況というのも、しっかりお話を聞きながらやってくれてますし、そういう一つ一つの積み上げのところ、一月欠けるとすぐに夜間、どういう状況ですかということで訪ねて行って面談をして、お話をしてくると。じゃあ今月こんだけ足りなかったの、来月は頑張ってこんだけにできませんかと。いや来月も無理ですと言ったら、じゃあ再来月はどうですかというきめ細かな納税指導というのが、大分一つ一つの積み重ねなのかなというのは一つであります。

大きなのは、税の滞納の分をいただくときに、今月は幾らなら支払えますということで現金を預かってくるんですけども、滞納されている方はほぼほぼ税だけではなくて、例えば住民税、固定資産税も一緒に滞納をされるんですね。

そのときに、国保税を優先に充当させていただくと、例えば今月1万円何とかもらえたとしたら、半分の5,000円を国保税に入れて、固定資産税に2,000円入れて、住民税に3,000円入れてと振り分けて納めるというのを係員のほうでしてくれております。

何でかという、市税の収納率を上げて、国保税に限ったところなんですけども、国保税で収納率を上げると30年度の決算でも入ってますけれども、御褒美ということで交付金2,500万円がもらえてますので、収納率頑張ったねということで、その獲得を目指せば国保財政も助けるこ

とができる、財政課長には申しわけないんですけども、そういうふうに国保税を優先して充当していけば御褒美をもらえるお金があるねと、そうすれば国保を助ける、国保を助けるということは、最終的に一般会計からの繰り入れを減らせるので、そういう努力を一生懸命してくれているところが、徴収率を上げている要因と考えます。

○7番（豊留榮子） 私は、その御褒美があんまり好きではなかったですけども、お話を聞いていると職員の方がね、親身になって収納できるような体制で努力されてるのはよくわかりますね。

それはそれでいいことなんですけれども、それがまた強制的になったり、ちょっと悪いほうに行かないように、ちゃんと職員の方に御褒美をあげてください、手当をちゃんとつけるとかね。多分、夜もお仕事されてるんじゃないかと思うんですけど。

○税務課長（神園信二） そのこのところは、普通税の収納のほうでも、これは市民の皆さんの生活を壊すような徴収というのは、当然、国税徴収法でも国税通則でも基準というものを設けて、徴収の仕方はこうなんですということもありますし、いろんな勉強をしてもらいながら徴収に当たっていただいておりますので、無理な徴収というのは、これは納税者を、言葉は悪いですけども潰してしまうことになれば、その後の収納というのもありえませんで、その辺のところは気をつけて当たっていただいているところです。

○9番（立石幸徳） 私は、最後に国保の関係は1点だけ、全国市長会等で国保の普通調整金の関係で、いろんな要望が継続して思うんですけども、これはどういう内容っていいでしょうかね、どういうふうな形でいつ、その辺の目途っていいでしょうか、答えが出るのか教えてほしいと思います。

それから、後期高齢者のほうもですね、これからとにかく長寿社会というか、後期高齢者のこの75歳以上の対象者ちゅうのは、どんどんふえていくわけですよ、予算規模もふえてくる。後期高齢者の関係でも、いろんな大きな国の制度改正っていいでしょうか、例えば利用料、保険料、こういったものを大がかりに見直すというような動きもあるみたいなんですけど、その辺については、担当のほうではどういう確認をしてるんですか。

○健康課長（田中義文） 調整交付金のあり方について、財務省から厚生労働省に圧力がかけられていて、役割として担っております財政調整的な機能より、成果を上げている保険者に手厚く配分するべきじゃないかということについて、全国知事会としては、それはやはり本来の調整交付金の趣旨からするとおかしいのではないかとということで、これまでどおり財政調整機能を果たしてくれということで要望は出しているところです。

この調整交付金についての結論がいつ出るかというのは、私たちもわかっていません。年内、そののはっきりとした目途というのは、最近の国保新聞等を見ても出てこないもので、どうなるかは把握してないところでございます。

それと、後期高齢者の保険料の見直しにつきまして、私のほうでも年に数回、幹事会に出席をしているところですけども、今のところそういう動きは聞いていないところで、今一番後期高齢者広域連合で取り組んでいるのは、介護予防と保健事業の一体的実施に向けて、重点を入れて取り組んでおりますので、保険料であったり、負担の動きというのは、幹事会の中では特に報告等は受けていないところでございます。

○4番（沖園強） 報告書の11ページで、今、調整交付金が出たんですが、先ほど保険者努力支援分ということで税務課長は幾ら……（「2600万です」と言う者あり）2600万。ほかに何かあるの、国で努力支援分は。

○健康課長（田中義文） 先ほど、税務課長が申し上げた保険税収納率の向上に関するということと、2,625万円、枕崎市が唯一、これはもらっているものですけども、これは県の繰入金2号分の中に含まれているものでございます。

先ほど言われた保険者努力支援制度として、国が示した指標をクリアした点数に基づいて交付

されるものとは別に、特別に交付されているような内容になっています。

○4番（沖園強） その国が示した指標分、じゃあ995万に幾つあるの、どういった項目。

○健康課長（田中義文） 国では、共通の指標として6項目ありまして、特定健診の受診率向上、がん検診の受診率と糖尿病の重症化予防の取り組み、個人のインセンティブ、わかりやすい情報提供、重複服薬者に対する取り組み、後発医薬品の促進の取り組みが医療保険者全部に共通の指標でございます。

国民健康保険固有の指標として、収納率向上に関する取り組み、データヘルス計画、医療費通知、地域包括ケア推進の取り組み、第三者求償の取り組み、適正かつ健全な事業運営の実施状況など6項目ありまして、指標だけで合計12あります。

それぞれの項目ごとに点数づけがされているところで、点数的に言いますと、現在では後発医薬品の促進と収納率向上と糖尿病重症化予防事業、特定健診の受診率向上がほかのものとは比べると点数の配分が高くなっております。

○4番（沖園強） 全16項目、マックスでいったら（「12項目です」と言う者あり）12項目、6、6やったな、マックスでいけばどんぐらいになるもんですか。

○健康課長（田中義文） マックスでは、共通で580点満点で固有のものが300点満点ですから、全体では880点になるんですが、それに基礎点が40点ありまして、920点満点になっております。

そのうち、枕崎市が666点、得点率が72.4ということで、28年度に始まったときは上から3番目ぐらいだったんですが、今、どうしても実績が問われるのがふえてきておりまして、ちょっと順位が下がって43市町村中8位で、全国1,741団体中160位という状況でございます。

○4番（沖園強） 頑張ってください。

○9番（立石幸徳） 最後に、国保と後期の両方に関連する、この特定世帯。いわゆる夫婦の、例えば夫婦の御主人が後期に入って、あとの方が国保で75歳以上にならないときに、この軽減特例措置を延長すると、この制度はもう決定っていいんでしょうか、施行されたんですかね。

こういった世帯対象になる人は、私はここ近年相当ふえてくるような、いわゆる団塊世代が75歳に入っていくもんですから、非常にこの部分は今後大きく出てくると見てるもんですからね、確認の意味で聞いてるんですよ。

○健康課長（田中義文） 特定世帯及び特定継続世帯というのは、以前も御説明したところですが、国保の2人世帯で1人が後期高齢に移行したことで、もう1人が国保に残った世帯を特定世帯と呼びまして、この特定世帯は5年間、平等割を半額にする制度であります。

特定継続世帯というのは、この特定世帯であった方が5年経過後さらに3年間、軽減割合を4分の1として軽減措置が受けられる制度であります。

これが、今後どうなっていくかというのは、こちらのほうでまだ把握してないところですけども、以前、一般質問でも問題になりましたけれども、この財政補填というのはされていないということですので、この分について全国市長会でも要望しておりますけれども、国としては検討は行っていないというような回答ですので、この制度の今後のあり方については、こちらのほうでも注視していきたいと考えております。

○税務課長（神園信二） 制度自体につきまして、今、健康課長がお話をしたとおりであります。

お尋ねの特定世帯、特定継続世帯の動向につきましては、平成29年度で特定世帯、特定継続世帯合わせまして389世帯です。30年度で341世帯に減少しております。令和元年度で376世帯、という動き方でございます。

それと、決算の審査の最中で申しわけないんですが、予算の中でシステム改修に伴う補正予算分の被扶養者の応益割の国保減免世帯数というところがございます。システム変更の対象となるのが、平成30年度で13世帯13人、今年度は6世帯6人でございます。

○9番（立石幸徳） 今度の補正予算でちょっと保留しよって、今、税務課長から説明いただい

たんですけど、その対象の数もですね、もうちょっと正確に被扶養者が後期制度の関連ではどうなるちゅうわけですか、結局、被扶養者でなくなっていくと、その辺を何か救済するような仕組み、システムになってるんですかね。

○健康課長(田中義文) 補正予算のときに御説明いたしました旧被扶養者減免の減免期間の見直しというのは、ことし4月以降の保険税の算定に当たって、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免を実施することになるということで、社会保険の本人が後期高齢になった場合に、その被扶養者について、これまで保険料がかかっていなかったわけですから、その方が国保になった場合には均等割と平等割を半額にするという制度で、これまでは当面の間ずっと継続するという内容でございましたが、それが2年間に限定されるという制度に移行するという内容でございます。

被扶養者の減免については、2年間に限定になるということで、特別調整交付金で減額になった分は、全額措置されるという制度になっております。

○9番(立石幸徳) 行政のほうは、そういう特徴でな、何とか対応するというところで、要はそういう関係者といいましょうか、当事者がどういうふうになるか、つまりもう今2年間だけは言われたような説明で、該当者には減免を続けるというわけでしょう。2年後はもうなくなるの。

○健康課長(田中義文) はい、本則に戻るということです。

○9番(立石幸徳) そこのところは、何らかの形で周知方がなされているんですか。

○健康課長(田中義文) これまで加入していた人についても、2年間はあるわけですので、実際にこの影響が出るのは2年後の4月からだと思います。対象者も13世帯ということですので、そういう方には直接御説明をするか、もしくはその方もその間に後期高齢に移行すると影響がありませんので、その辺も見きわめてから対応したいと考えております。

○9番(立石幸徳) そんなら13人の方に直接ちゅうこと。

○健康課長(田中義文) そうですね、はい。

○9番(立石幸徳) 2年後はこうなりますよということを何らかの形で教えるとか、そういう対応をされるということですね。

○健康課長(田中義文) 13世帯の方のうち2年後までに後期高齢にならない方ですね。2年の間に後期高齢に移行すると影響はございませんので、そういう方については対応したいと考えております。

○委員長(禰占通男) ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長(禰占通男) 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第2号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(禰占通男) 挙手多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長(禰占通男) 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第3号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男） 挙手多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時25分 散会